

1. 日 時 平成25年3月15日(金) 午前10時00分開会
午後 4時34分散会

2. 場 所 議場

3. 出席委員 牟田学委員長、仮屋園一徳副委員長、出口徹裕委員、
竹原恵美委員、石澤正彰委員、松元薫久委員、牛之濱由美委員、
中面幸人委員、濱崎國治委員、野畑直委員、大田重男委員、
岩崎健二委員、鳥飼光明委員、山田勝委員、木下孝行委員
(濱之上大成議長)

4. 事務局職員 議事係長 牟田 昇、議事係 寺地 英兼

5. 説明員

・健康増進課	・生きがい対策課
佐潟 進 課長	堂之下浩子 課長
内園久仁代 課長補佐	
中野 貴文 主幹	・市民環境課
竹原美佐子 主幹	松永 正美 課長
牛濱 睦郎 係長	大田 泉 課長補佐
池田 英人 係長	堂之下 力 所長補佐
	中野 貴文 主幹
・農政課	平田寿美子 係長
内園 由幸 課長	中園 修 係長
山平 俊治 課長補佐	
西園 善信 課長補佐	・農業委員会事務局
辻 誠 主幹	内園 由幸 局長(兼)
平田 一美 主幹	柳原 一夫 次長
・水産林務課	
早瀬 則浩 課長	
馬見塚徹雄 課長補佐	
大石 直樹 係長	

6. 会議に付した事件

- ・議案第30号 平成25年度阿久根市一般会計予算
- ・議案第31号 平成25年度阿久根市国民健康保険特別会計予算
- ・議案第34号 平成25年度阿久根市介護保険特別会計予算
- ・議案第35号 平成25年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算

7. 議事の経過概要

別紙のとおり

審査の経過概要

（健康増進課入室）

予算特別委員長（牟田学委員）

昨日に引き続き予算特別委員会を開会いたします。

○ [議案第30号 平成25年度阿久根市一般会計予算]

予算特別委員長（牟田学委員）

それでは日程表にしたがい、議案第30号を議題とし、健康増進課所管の事項から審査に入ります。

課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について、簡潔明瞭をお願いします。

佐潟健康増進課長

議案第30号平成25年度阿久根市一般会計予算のうち、健康増進課所管の主なものについて御説明いたします。歳出から申し上げます。一般会計予算書の51ページをお開きください。第3款民生費1項1目社会福祉総務費28節繰出金3億4,195万1千円は国民健康保険特別会計への繰出金で、保険基盤安定分8,965万1千円、職員給与費等分6,343万8千円、出産育児一時金分840万円、財政安定化支援事業分1億8,046万2千円であり、法定外分は1億2,948万3千円であり、対前年度3,197万2千円の増額になります。次は55ページです。3目老人福祉費19節負担金補助及び交付金の低所得者利用者負担対策事業3万7千円は、社会福祉法人による利用者負担軽減分です。20節扶助費の低所得者負担対策事業1万円は、障害者ホームヘルプサービス費用額の減免分であります。3目老人福祉費28節繰出金4億644万5千円は、介護保険特別会計への繰出金で対前年度2,288万2千円の増額であり、その増額理由としましては介護給付費の増に伴う介護給付費繰出金分が1,925万円増額したためであります。次は56ページです。7目介護保険対策費290万円は、緊急雇用対策事業としまして、第6期の高齢者保健福祉計画における高齢者の実態調査兼日常生活圏域ニーズ調査などを行うにあたり、新たに臨時職員を雇用するもので、その賃金、共済費や調査に係る事務費等を計上したものであり、100%補助であります。8目後期高齢者医療費5億4,570万円は、19節負担金補助及び交付金の4億1,762万円のうち、広域連合の組織運営に要する共通経費分が一般会計分で172万2千円、人件費などを含めた保険給付に要する共通経費分が特別会計分で1,096万4千円であります。また、その他負担金として後期高齢者広域連合療養給付費4億690万8千円は、阿久根市の後期高齢者医療被保険者に係る療養給付費に要する経費の市の負担分として、12分の1分を見込み計上したものであります。28節繰出金1億2,808万円は後期高齢者医療特別会計へ繰り出す分であり、低所得者の保険料軽減分を保険基盤安定分として、県負担分4分の3、市負担分4分の1分の見込み合計額1億2,722万4千円と、後期高齢者医療特別会計事務費分の見込額85万6千円を計上したものです。次は62ページからの第4款衛生費であります。25年度に新たに計上したものについて先に御説明申し上げます。63ページの20節扶助費825万円、養育医療費であります。これは母子保健法の改正に伴い、平成25年度から鹿児島県から権限移譲されることとなりました未熟児養育

医療事業に係る経費であり、出生時体重が2千グラム以下の新生児で生活力が特に薄弱なため医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行うものであります。その見込みとしましては、保険が適用される分として9名をそれぞれ25万円の225万円、生活保護者等の無保険者分として1名分の600万円の合計額を計上したものであります。

次に、この事業の歳入のほうを御説明いたします。18ページをお開きください。第11款分担金及び負担金2項4目衛生費負担金1節保健衛生費負担金27万9千円は、その保護者負担金3万1千円の9名分であります。21ページをお開きください。第13款国庫支出金1項3目衛生費国庫負担金1節保健衛生費負担金398万5千円は国の負担分であり、総養育医療費から保護者負担金を控除した額の2分の1の額であります。23ページをお開きください。第14款1項3目衛生費県負担金1節保健衛生費負担金199万2千円は、県負担分であり国庫分の算定と同様に4分の1の額であります。それでは改めて62ページにお戻りください。第4款衛生費1項1目保健衛生総務費1億3,995万9千円は、健康増進課の職員13人分の人件費と母子保健事業に係る経費が主なもので、8節報償費は1歳6カ月児ほか、説明欄にあるとおりの健診時等の医師や看護師等の謝金であります。13節委託料は説明欄にあるそれぞれの業務に係る委託料であります。63ページです。19節負担金補助及び交付金1,417万3千円のうち、夜間一次救急診療所運営費負担金548万4千円は、出水総合医療センター野田診療所内に開設された同診療所の運営費に対する負担金であり、利用実績分として必要額1,972万6千円に実績割27.8%を計上したものであります。また、病院群輪番制病院事業691万8千円は、休日・夜間における入院、手術を要する重症救急患者のための救急医療施設運営費の補助金であり、基準額2,681万4千円に人口割25.8%分を乗じた額を計上したものであります。次に、2目健康増進費4,695万3千円は、訪問指導嘱託員1名と長期臨時職員1名の人件費や、次のページの13節委託料の各種がん検診業務などの委託料が主なものであります。64ページです。3目予防費4,778万2千円のうち11節需用費は、予防接種に係るワクチン代が主なものであります。13節委託料は、インフルエンザ、麻しん・風しん、日本脳炎、BCG、ポリオ、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌等の個別予防接種の委託料が主なものであります。次は65ページです。6目保健センター管理費464万5千円は、保健センターに係る光熱水費や浄化槽清掃業務等の委託料などが主なものであります。

次に歳入について御説明いたします。18ページをお開きください。第12款使用料及び手数料2項3目衛生手数料1節保健衛生手数料96万円は、狂犬病予防接種の手数料であります。犬の登録手数料1頭当たり3千円で100頭、注射済票交付手数料が1頭当たり550円で1,200頭分を見込んでおります。次は21ページです。第13款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金5節国民健康保険医療助成費負担金1,100万円は、低所得者を多く抱える保険者を支援するため、平均保険税に保険税軽減被保険者数を乗じた額の2分の1の範囲内の額が保険者支援分として国から交付されるものを見込み計上したものです。2項3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金のうち、疾病予防対策事業費322万8千円は、がん検診推進事業に係る補助金であります。次は22ページです。第14款県支出金1項2目民生費県負担金1節社会福祉費負担金のうち保険基盤安定拠出金の9,541万7千円は、後期高齢者保険料に対する低所得者への軽減分として県の負担分4分の3の額を見込み計上したものです。後期高齢者医療広域連合に対して、市負担分4

分の1と合算して繰り出すものであります。次のページです。5節国民健康保険医療助成費負担金6,723万8千円は国保被保険者に対する低所得者への軽減分として県の負担分4分の3の額を見込み計上したものであります。24ページをお開きください。2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金のうち健康増進支援事業費127万9千円は、健康診査事業、健康教育事業などの事業経費に係る3分の2の額であります。次は25ページです。第14款県支出金3項2目民生費委託金1節社会福祉費委託金のうち市町村権限移譲交付金16万8千円は、医師法関係免許申請と25年度から権限移譲になる栄養士免許交付に係るものです。次は29ページです。第19款諸収入4項3目衛生費受託事業収入1節後期高齢者医療広域連合受託事業収入34万9千円は、高齢者訪問指導事業に係る経費であり、5項雑入4目2節団体支出金の後期高齢者健診業務広域連合補助金149万3千円は、阿久根市の後期高齢者に係る長寿健診費用の広域連合からの補助金で、集団健診550人分であります。30ページです。20節雑入中、がん検診費用徴収金425万7千円は、子宮がんや乳がん検診、腹部超音波検診などの本人負担分であり、肝炎ウイルス検診等費用徴収金18万5千円も同じく本人負担分であります。次は31ページです。20款市債1項3目衛生債1節保健衛生債のうち夜間一次救急診療所運営事業債380万円は、夜間一次救急診療所運営費負担金の7割を過疎債として計上したものであります。以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

予算特別委員長（牟田学委員）

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

中面幸人委員

ちょっとお聞きしますが、水俣病の特別ななんかちゅうのが入ってきますよね。あれはどこ辺にあるんですか。

佐潟健康増進課長

水俣病にかかる歳入分ですか。国保特会のほうになりますが。一般会計ではございません。

[中面幸人委員「了解しました。」と呼ぶ]

予算特別委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

山田勝委員

水俣病の被害者手帳を持っている人というのは阿久根市に何人いるか、まだ把握していませんか。

佐潟健康増進課長

水俣病の被害者手帳、これにつきましては先般の委員会でも御説明したとおり、手帳保持者という方では4名、あとこれまでの救済措置ということで24年7月末までありましたけれども、救済措置ということで申請があった部分についての件数はわかるんですが、実際にどういう方々がどれだけ救済措置されたかという部分については県のほうから回答、資料等いただいておりますので、実数についてはわからないところでございます。

山田勝委員

そしたら水俣病、水俣病の患者じゃないですよ、水俣病被害者手帳の申請をされた方の人数がわかってるんでしょう。今の話では申請された方の人数はわかってますということですよ。それは幾らなんですかという話をしてる。

佐潟健康増進課長

それでは山田議員の御質問にお答えいたします。これまで、7月31日現在でトータル748件の救済措置の申請がありました。

山田勝委員

結局、その救済措置の申請というのは水俣病被害者手帳及び。とにかく水俣病の関係をね、申請をしたじゃないですか。去年の何月までかということ、今でもまだもたもたやってるような状況、今でもまだ申請している人がいる中ですね、現実には何人申請書を出して、それはなんでと言いますと、イコール国保税、仮に国民健康保険税の適応からお金を出すのは同じだということ、それはわかりましたよね。しかしながら、その一人一人についてはね、案外、例えば負担金を払ってもら、通院したときもそれなりに面倒みてもらうというようなことでね、そんなにやはり市民の方でもね、それを利用したことでいろんな形で救済されてるじゃないですか。そういう意味で幾らぐらい、幾ら、何人いるんだということぐらいのね、把握はね、してもいいと私も思ってるもので、こうしてお尋ねするんですよ。なら、748名だけは申請をされたということ把握してらっしゃるんですね。

佐潟健康増進課長

一応、阿久根市の窓口を通じて県に進達した件数がこの件数であります。

山田勝委員

阿久根市の、ほんなら、阿久根市を通じなければ申請はできなかったということですか。

佐潟健康増進課長

この水俣病の救済措置につきましては、当然、出水市、長島町、それからありとあらゆる自治体の窓口で基本的には申請ができるということだったわけなんです、実際的には熊本県と鹿児島県と重複して申請された方等もいらっしゃったということ、それを県の担当の方からは聞いていまして、そういう重複した部分についての整理も必要だということはお聞きしました。基本的にはどこの自治体でも申請はできたということらしいです。

山田勝委員

ということは、申請した阿久根市の市民が、申請したとは748人じゃないということでしょう。それよりも多いということですよ。阿久根市を通じてした人が748名で、阿久根市を通じなくてもできた申請なんですか。

佐潟健康増進課長

実際に阿久根市を通じて申請した748件のうちには、住所としては他市町村にいらっしゃる方も実際的にありまして、ただ、土地、それから指定された場所ですね。それから住んでたということでの証明で戸籍の附票であるとか、戸籍謄本、それから場合によっては中学校、小学校等の在学証明書等と添付しなければいけないということで、阿久根市の窓口を通じて申請された方もいらっしゃれば、阿久根市の方がよそのところで住んでたということで、よそのところから申請された方もいらっしゃるということでもあります。以上です。

山田勝委員

ちょっとわからないからね、私も身近な人がいるからね、知ってるんですけどね、阿久根市に居住している人で、阿久根市から戸籍謄本とるじゃないですか。謄本とったは、そして申請はした。ということは、戸籍謄本をとってやった人は全部阿久根市で申請したんですか。私の知っている人は阿久根市を通じて申請しなかった人もいますよ。

内園健康増進課長補佐

課長の説明に補足して説明させていただきます。この水俣病の給付にかかる申請は昭和43年以前、どこに住んでいたか、対象地域に住んでいたか、あるいはその対象地区の魚を多食したと認められる方が申請できるというふうになっておりました。ですので、今全国に、その当時水俣湾沿岸で魚を食べたと認められる方がいろんなところに住んでいらっしゃいます。その方たちも申請できるということから、直接県のほうに申請されている方もいらっしゃいます。阿久根市の窓口を通じて申請された方が、先ほど課長が申した748件であります、ということでよろしく御理解ください。お願いします。

山田勝委員

なら、阿久根市に居住している人でも阿久根市の窓口を通じないで申請した人もいるということですよ。それならわかりますけど。わかりました。

予算特別委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

牛之濱由美委員

62ページ、25年度から県から権限移譲された費用なんですけれども、4款2項1目20節の扶助費ですね。この825万円ですね、これはまるまる県からの補助対象の費用ということになりますか。

佐潟健康増進課長

この事業につきましては、説明の中でお話ししましたとおり、まるまるというか、保護者の負担金分がありますので、その保護者の負担金分を除いた額に対しての分が補助対象、国が2分の1、県が4分の1ということになります。以上です。

牛之濱由美委員

今、課長の説明で保護者の方の負担金ですね。これが18ページにあります、説明にあった3万1千円の9人分という試算、見積もりで、この9名というのはあくまでも予定という人数なんですか。

佐潟健康増進課長

この事業につきましては県がこれまで保健所のほうで対応してた事業なんですけれども、阿久根市分としての平成21年度から23年度までの平均、これが8.7名ということで県のほうから聞いております。その8.7名分を今回新規事業ということで9名分を予定しているところでございます。以上です。

牛之濱由美委員

そうなんです、21年から23年度の割合でということ。実は、なぜ私がこの質問、お伺いするかといいますと、私の孫もこの未熟児で、双子で未熟児だったんですけども、阿久根市でお世話になり、保健所からの指導の方もいらっしゃったわけですけども、このときは県からの権限ということでなんですけれども。その中でですね、どうしても若い保健師さんがいらっしゃってですね、なかなか対応ができなかったんですよ。今回、この県から市に移譲されるということで、もう少しそのところを課のほうでも考慮していただきまして、これは本当に要望ですけども、そういうほかに、今意外と病院のほうでは未熟児と言わないでくださいと言われてますよね。低体重出生児というふうに言いかえてくださいというふうな指導も受けたんですけども、その中で、できれば経験のあるそういう保健師さんの派遣をお願いできれば、本当、初産でしたら特に、ましてはこういう未熟児等を出産した場合には不安がたくさんありますので、そのような方の派遣を。市のほうに権限移譲されたわけですので、そのところの配慮をよろしくお願いしたいと思います。要望です。

予算特別委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

松元薫久委員

64 ページ、4 款 1 項 3 目の予防費の中のワクチンの購入代金について、需用費の中の子宮頸がんワクチンについて以前もお聞きしたんですけれども、国のほうが定期接種を決めて、今後そういう流れが阿久根市にもくると思うんですが、3 月末までは無料で接種を阿久根市内の子たちはしてたわけですね。今後、新年度からはどういう形になるんですか。

内園健康増進課長補佐

松元委員にお答えいたします。24 年度までは任意接種ということで、接種を希望する方については阿久根市が全額補助をしておりました。定期接種化されるとなると、今まで通常の個別の予防接種と同様に本人負担は一切ございません。保護者にとっては今まで 24 年度同様の接種になるかと思えます。よろしくお願ひします。

松元薫久委員

ということは定期接種になるという認識でいいんですか。

内園健康増進課長補佐

国会のほうが今年度 4 月 1 日から定期接種化するということで法改正で進めているところでございます。

松元薫久委員

以前言わせていただいて、このワクチンちょっと危ないんじゃないのというふうな内容で発言したんですけれども、国のほうがそういう法定接種、定期接種化する動きの反面ですね、一部報道で杉並の女子中学生のことが報道されて、区議会です、歩行障害などの重い副反応が出たと。14 歳の中学生の女の子ですね。区議会でも問題になって、無料接種を行った区は接種の副反応を認めて補償する方針だというふうな報道なんですね。厚生省もですね、このワクチンに対する重たい副反応を、かなり分厚い報告を公開している。1,628 件の副反応の報告があって、インフルエンザのワクチンの 10 倍に当たる。接種した方が重たい副反応が出るのがインフルエンザワクチンの 10 倍という形で、国もなんでこんワクチンを法定接種化するのか本当疑問でしようがないんですけれども、こういう流れに阿久根市として独自の政策というのをうつわけにはいかないわけですか。

佐潟健康増進課長

松元委員にお答えいたしますが、子宮頸がんの予防接種ということで、若い方々も接種されるようになって、実際的に副反応とかという報告等も聞いてはいるところなんですけれども、私たちとしても、少なくともこういうがん予防ということで施策的には推奨、勧奨していかないといけないのかなというふうには思います。ただ、あとこういう形でパンフレット等もありまして、その中にやはり予防接種の意義、副反応、そういったもろもろの注意点等についても掲載してありますので、そこは保護者の方がきちんと御理解いただいて子供様のほうにですね、接種等々していただければというふうに思っている次第でございます。

松元薫久委員

その説明じゃあまり納得できませんね。定期接種になるわけですから、ある程度副反応についてはリスクもおつきいんですよという形で、任意であればですね、今の説明で納得できますけれども。杉並のほうでは副反応のそれを認めてですね、区がね、無料接種させた区が責任をとって補償するというような問題も発生していると。国が決めたことだから 4 月以降の接種で副反応がでたら阿久根市として補償の対象

にはならないというふうな無責任な姿勢では、杉並の女の子のような問題が発生したときに市がどういう形で責任をとるのかという話になりますよね。ヒブとかですね、ほかのワクチンについてあまりこういう報道はないんですね。子宮頸がんワクチンについてはかなり強い反対の運動があるんですよ。かなりしっかりしたお医者さんとか弁護士とか、いろんな方が言ってらっしゃいますね。インターネット上で動画でも見れますけれども、国に対してですね、やっぱり何か働きかける、県を通してでもいいですから、そういうふうなつもりはないですね。

佐潟健康増進課長

予防接種にかかる被害につきましては、杉並区の事例を教えてくださいけれども、一応、予算的には保険の予防接種事故賠償補償保険ということで保険には加入してまして、この子宮頸がん以外にもほかの予防接種等々、そういう事故等があった場合についての損害補償等については入ってはいます。それから、同じく64ページの3目予防費の1節報酬のところには予防接種健康被害調査員6人ということで、そういう場合審査する機関を設けて対応するようにいたしているところがあります。委員がおっしゃる県のほうに対して働きかけるとか、そういった部分については今後中身をですね、杉並区の事故等を検討させていただきたいと思います。

松元薫久委員

ワクチンを打って何かそういう重たい副反応が出たことによる補償を支払うための保険で市に損害はありませんという角度じゃなくて、市の損害よりもですね、打って何かこういう事例が阿久根市で起こった場合、どうしますかというふうな話ですから、市のその損害とかというのは別の次元の話であって、そういう保険に入ってますじゃ納得できないわけです。ただ、国のほうの動きとして私が今ここで健康増進課に何を言ったってとめようのない国の決定ですから。ただ、こういう事例があるってことは、阿久根市の結構な数が受けてらっしゃるんですね。この間数も聞きましたけれども、僕もびっくりしたんですが、ある程度認識して打ってもらえばですね、リスクもおっきいですということをきちっとお伝えしながら、このワクチンの接種を進めてもらいたくないんですけれども、説明だけはきちっとしていただきたいという要望で終わります。

山田勝委員

関連ですけどもね、私みたいな古い人間にはね、そういう子宮頸がんの予防接種なんていうのはね、認識があまりないんですね。自然の、子供を産むとかというのは自然の摂理だという気持ちがありますよ。子供は授かりものやったってという気持ち。しかし、そういう中で、今、松元委員の言われるのをじいっと聞いて、課長にですね、課長に国に働きかけるって、これは全く無理な話であってですね、全く無理な話ですよ。各課長に国に県に働きかけというのは無理な話です。ただ、直接施策をする自治体においてはですね、そういうリスクもあるということをちゃんと利用する人にね、やっぱり言ってかせて、指導をしてですよ、その上に、その人の自由なんでしょう、接種する、接種しないというのは自由ですか、自由じゃないんですか。必ずしもせないかんですか、妊婦は。

[発言する者あり]

ちょっと答弁してくださいよ。确实せないかんのですか、しなくてもいいんですかって。

佐潟健康増進課長

任意接種から定期接種ということで、若干義務ということまではいかないんですけれども、罰則があるというわけではありませんけれども、対象者の方々には接種

を呼びかけるということになりますので、おっしゃるように義務化されたかという
と。

山田勝委員

わかっている人が答えなさい。

内園健康増進課長補佐

今手元にきちんとして資料を持ちあわせておりませんが、定期接種化になると接種をする義務があるというふうに理解しております。ただ、接種を受ける方については、予診表と同時に保護者の方へということ、こういうことを読んでくださいと、副反応とかこういうのがありますというのを読んでから接種を受けるようにしてくださいという説明書もつけてお送りしております。

山田勝委員

そしたらそういう説明書を見てですね、私は遠慮しますって言えるんですか、言えないんですか。

内園健康増進課長補佐

その説明書を読んで、最終的には保護者が判断して、予診表には接種しますということ、同意をしてから接種をするということ、サインをするようになっております。最終的には保護者が拒否した場合にそれまでどうしても受けなければならないとか、受けてくださいと強く言うことは今まではしてありません。

山田勝委員

やはりね、今、非常に厳しくね、受けないかんというような状況だったらね、それはやった自治体はね、何かあったときには完全に補償せないかんですよ。例えばよく考えてみてください。結核検診について、結核検診は国民病ですよ。これは義務だと思いますよ。それでもやらない人もいますじゃないですか。どうもね、話をこう聞いてみてですね、そういう片方にね、そういうリスクがありますよというのをね、そこまで行政がね、徹底的にやらないかんということのほうに疑問を感じますね。なんでかっつたら、別に今まで予防接種をしなくてもね、かかった人もおればかからない人もいますわけですよ。かからない人が多いですよ、国民の子供を産む世代の方々にはね、何も予防接種をしなくても、そういう接種をしなくてもね、かからない人が多いですよ。かからない人のほうが多いですよ。どうですか。その人はそれをしなくてはその病気に、子宮頸がんにかかった人がたくさんあるからこういう事態になったんですか。今、阿久根市のここ数年の妊婦を調べたときに、何人ぐらい子宮頸がんにかかって、そういう被害を受けているのか。だから、そういうね、被害があまりにも多い被害をとめるためにせないかんのであってですね、何も被害ないのになんの理由でするのかなって、僕は自然に思うんですよ。何気なく、ぜんぜんわからないんですけどね、そういうふうに思うんですよ。だから、あなた方は子宮頸がんは今までかかった阿久根市のね、対象者が何人ぐらいいるのか把握してるんですか。

内園健康増進課長補佐

申しわけございません。具体的な数字は把握しておりません。ただ、この定期接種化になるということ自体は、がんとかかなった方の死亡率が高いということで国としても定期接種化になったということで理解しております。

山田勝委員

現実にですね、そういう不安のある中でですよ、ちゃんと国民に説明すべきですよ。これぐらいの妊婦の中で、これは全国的なレベルでもいいですよ。何人、例えば1万人の妊婦の中に何人子宮頸がんにかかって、そのうち何人死んでると。そ

ういう状態でやはり、そういう状態だから義務化したんだというならね、理屈はわかるけどね、まったくわからない中で、国と製薬会社とタッグを組んで国民を相手に金もうけをしてるようにしか僕は写らない。だから阿久根市の職員もね、阿久根市の実態はどうなのかというのもちろんと把握して市民にしてもらわなきゃダメですよ。何でかって、地方自治ですよ。あなた方の責任において市民にアピールし、市民に接種するんですよ。だから、どうもそういうのが数字も出てこない、国が言うからするではね、地方自治とは言えないなと思うんですよ。

内園健康増進課長補佐

先ほどから申しておりますように、数字としては把握しておりませんが、例えばこの子宮頸がん、あるいはヒブとか小児用肺炎球菌、そのまま受けないでいたら死に至ることもあるということからワクチン接種を進めているわけで、ならない人はそれにこしたことはないんですけども、ワクチンをしたら防げるという利点があるということで、すべての定期接種化される予防接種について言えることなんですけども、全国的な数字とかいうのは今ここに把握しておりませんが、いずれにしても死亡に至る人たちがいるということを防ぐための予防接種でありますので、そこを御理解いただきたいと思っております。

山田勝委員

それはわかりますよ、わかるけど、今、松元委員の言うのを考えればですね、その話を聞けばですね、不安になるのは自分の子供がそういう立場になったときに。なら、やるほうがいいのか、やらないのがいいのかとしたときに、やりなさいという確固としたね、理由があればね、だけど、僕の考え、あなた方の説明している限り、それはやったほうがいいっていうふうなふうに感じないわけ。そこ付近までね、やっぱり担当者は掘り下げてやってもらうようにしておかないと、何か起こったときにね、そんならどう責任をとるの、ということですよ。でもこれはね、僕がどんなに言っても答え出てこないからいい。出てこないでしょう、これ以上は。

内園健康増進課長補佐

その責任については、先ほど松元委員のほうに課長からお答え申しましたとおり、一応、阿久根市としては対象者にはこうリスクがありますというのを読んで理解していただいた上で受けていただくようになっておりますので、仮にそういう場合に事故が発生した場合は先ほどのとおり市としては保険を組んでおりますので、責任の面ではそこは大丈夫かというふうに理解しております。

山田勝委員

これ以上ね、言っても同じ言葉しか出てこないけどね、例えばC型肝炎のワクチンでね、大変苦しんでいる人がいるから、現在苦しんでいる人がいるんじゃないですか。C型肝炎の患者でですね、苦しんで全国的な運動があるというのもあるし、これも国が進めたやつの話ですもんね、国が進めたやつの話。ですから、いい、いい、いい、いい、と思ってやったことでもね、必ずしもそういうことでない場合も出てくるのでね、やはりその付近は患者が納得するような、対象者が納得するような形でやはり進めて欲しいなと思うんです。以上です。

予算特別委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

石澤正彰委員

今の関連なんですけど、厚労省にワクチン接種してですね、報告が上がってる、そういう件数というのは把握されてますか。21年末からですね、昨年末まで約3年ですかね、各医療機関が上がってるらしいんです。私も聞いたんですけど、そうい

う数は把握されてますか。

佐潟健康増進課長

石澤議員にお答えいたしますが、子宮頸がんワクチンにつきましては21年12月の全国の数字がありますが、販売開始後推定で189万6,951回接種され、このうち副反応が製販業者から193人、医療機関から219人報告されてるといふ数字が入っております。以上です。

石澤正彰委員

私が教えてもらったのがですね、21年末から昨年末まで984件、厚労省に報告が上がってんのがですね。重篤な件数が88件というふうにお聞きしてるんですよ。そういうことをとらまいてですね、たぶん松元委員が言われたのも、山田委員が言われたのも、国が推奨して進めたことでもですね、ああいう悲惨なことがありましたよね。今、ワクチンことを言われましたが、そういったことを心得て、やっぱり所管しているところがですね、しっかりと説明をすべきやと私は思いましたので、要望で終わります。

予算特別委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山田勝委員

この中に、64ページの補助金、運営費補助、食生活改善推進協議会に60万5千円の補助をされているんですが、これはどんな推進協議会なんですか。

佐潟健康増進課長

山田議員にお答えいたします。食生活改善推進協議会につきましては年間6万5千円の補助を補助金として出しておりますが、食生活改善推進員の方々につきましては、いろいろな食生活等々の普及等に対応していただいております。いろいろなイベントのときにも出会っていただいております。いろいろな食生活についてですね、塩分の減塩の料理とか、そういう、保育園等にも出向いて行ってもらって離乳食の作り方であるとか、そういう部分について活動していただいております。また、各区のほうにも自主的に出向いて行って自主活動等されていらっしやいまして、委員の方々については今現在26名いらっしやいます。以上です。

山田勝委員

私は何でこう言うかというね、このとしになると食べることでね、人間の健康がものすごくね、左右されるんですよ。ですから、もちろん今あなたの言われるとおり、保育園で考えることですよ。保育園の子供たちに、中学校の子供たち、それから働き盛りの大人ですね、50代。50代、60代、70代、それぞれね、食生活を、食生活ちゅうのは非常に大事だというふうに近ごろ自分も考えてるんですよ。そこで、ただ、今、あなたが言うような話を、6万5千円補助してるだけ。具体的にどこが参画をして、一緒になって活動しているのか。そこまでね、踏み込まないとね、私はね、このあれはお金もいるんだったらもっとたくさん使ってもいいですよ。そうしないとね、市民の健康なんて守れませんよ。どこまであなた方が踏み込んで一緒にやってるの。

佐潟健康増進課長

この食改の協議会につきましては、保険予防係の担当保健師が毎回いろいろ打ち合わせを行いながら一緒に事業活動してまして、月2回程度はですね、いろいろな協議を行ってありますし、あと研修会につきましても会員の方々と一緒に年10回ほどは働く女性の家で研修を行ってますので、補助金をただ補助してるだけという

ではなくて、うちの保健師のほうが積極的にかかわりながら、離乳食であったり、あと実際に食事のつくり方とか、そういったのを一緒に研修している状況であります。以上です。

山田勝委員

そんなら聞くけどね、どれくらいの行政効果があってね、ものすごく一生懸命やってらっしゃるふうに今説明受けましたよ。でも、どれくらいの行政効果があってどれくらいの市民にそれが普及して市民の食生活に普及してんの、影響を与えてんの。

佐潟健康増進課長

山田議員にお答えいたします。費用対効果ということでありましてけれども、具体的に市民の一人一人の方々がどれだけ食事のつくり方とか、そういう減塩になったかということについてはまでは把握はしておりませんが、先ほどから言っておりますけれども、離乳食をつくる指導ですね、そういった部分であるとか、あと、いきいきサロンとか、そういうところに出向いて行って指導されてる部分については効果があるのかなというふうに。お金としての換算というのはなかなか難しいんでしょうけれども、健康意識の向上ということに関しては一定程度の効果はあると思います。

山田勝委員

例えばね、保育園に行っただけ、保育園に行っただけ離乳食の何かってそんなのはなくて、しないでいいですよ。あそこはそこの職員より詳しいですよ。この離乳食、それぞれの子供たちのね、年齢に応じて、幼児の年齢に応じてたね、食べ物をつかって与えるとかちゅうのはね、それは大変失礼だけこの会員よりもね、ずっとレベルは高いですよ。それから、もちろんね、いきいきサロンというのはあるかも知れませんがね、例えばデイサービスとか、デイケアとか、もっともってまたレベルの高いことをやっていますよね。でも、私がこういうことを言うかつたら、例えば防災無線を使ってでもですね、きょうは大川地区公民館で、西目の構造改善、どこでこうこうこういう料理教室を開きますよ、健康にするための市民の、減塩でも何でもいいですよ、うんまかもんの食べばいいわけですから。とにかくそういうね、それぞれのお年寄りにおおたそういう料理教室でも栄養教室でもね、具体的にするような活動をしないとね、金をやっただけ、自分たちで満足してるだけじゃよくないから私言うんですよ。本当に生きて頑張ってるなというのが見受けられないから言うんですよ。そういう感じを受けない。だから6万5千じゃなくて具体的にもっとね、金を使ってもいいですよ、具体的にもっと。ということですから、ことしの予算はね、しょんなか。今後についてはね、それぐらいの気持ちでやってくれないとね、阿久根市は阿久根市の独自で、さすがやね、阿久根市やんねというようなね、特に担当係長は女性だからね、一番よくわかってますよ。前向きに、徹底的に私取り組んで欲しいな。それこそ市民の健康を守るために。以上。

予算特別委員長（牟田学委員）

いいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第30号中健康増進課所管の事項についての審査を一時中止いたします。

この際、暫時休憩します。

(休憩 10:55 ~ 11:05)

○ [議案第31号 平成25年度阿久根市国民健康保険特別会計予算]

予算特別委員長（牟田学委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、議案第31号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

佐潟健康増進課長

議案第31号平成25年度阿久根市国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。特別会計予算書の17ページ、事業勘定の歳出から説明いたします。第1款総務費1項1目一般管理費5,771万5千円は、職員7名の人件費やレセプト点検嘱託員2名分の報酬などが主なものです。2項1目賦課徴収費441万6千円は、市税等収納嘱託員1名の報酬や事務経費であり、18ページの2目納税奨励費230万円は、各区及び納税組合の保険税とりまとめ謝金等を計上したものです。次に、第2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費20億4,700万円は、平成25年度の推計被保険者数を約6,500人、1人当たりの推計医療給付費を31万4,500円余りと見込み計上したものです。2目退職被保険者等療養給付費1億1,500万円は、平成25年度の推計被保険者数を約340人、1人当たりの推計医療給付費を33万5,200円余りと見込み計上したものです。3目一般被保険者療養費2,100万円は、1人当たりの推計療養費を3,200円余りと見込み計上したものです。19ページになります。2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費3億2,300万円は、1人当たりの推計高額療養費を4万9,600円余りと見込み計上したもので、2目退職被保険者等高額療養費1,730万円は、一人当たりの推計高額療養費を5万400円余りと見込み計上したものです。次は、20ページです。4項出産育児諸費1目出産育児一時金1,260万円は、1件当たり42万円の給付額で30件を見込み計上いたしました。5項葬祭諸費1目葬祭費210万円は、1件当たり3万円の給付額で70件を見込み計上いたしました。第3款後期高齢者支援金等1項1目後期高齢者支援金3億5,637万2千円は、後期高齢者の医療費分として支払基金へ拠出するもので、国の算定基準に従い見込額として計上したものです。21ページをお願いします。第6款介護納付金1項1目介護納付金1億6,972万円は、介護保険の2号被保険者分として支払基金へ納付するもので、国が算出した平成25年度の阿久根市の第2号被保険者数を2,856人と見込み、国が示した被保険者1人当たり負担見込額5万9,800円を乗じた額から、平成23年度精算見込額を減額した額を見込み計上したものです。第7款共同事業拠出金1項1目高額医療費拠出金9,148万2千円は、レセプト1件当たり80万円を超える医療費について、都道府県単位で共同事業として国保連合会が行うもので見込み計上したものです。2目保険財政共同安定化事業拠出金4億3,818万6千円は、レセプト1件当たり30万円を超え80万円以下の医療費について都道府県単位で共同事業として国保連合会が行うもので見込み計上したものです。第8款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費1,610万8千円は、腹囲、高血圧症、高血糖などメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防に努めていくことから、特定健康診査業務等の健診機関等への委託料が主なものであります。22ページをお願いします。2項1目保健対策費970万8千円は、訪問指導嘱託員1名の人件費やはり・きゅう及び人間ドック助成金が主なものです。23ページをお願いします。第11款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、一般被保険者及び退職被保険者等の過納金還付の見込額を計上いたしまし

た。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。12ページをお願いします。第1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税3億7,535万9千円、2目退職被保険者等国民健康保険税2,098万3千円は、それぞれの区分ごとに見込額を計上いたしました。13ページをお願いします。第4款国庫支出金1項1目療養給付費等負担金7億769万5千円は、療養給付費等に係る国負担分で国の算定方式により見込み計上いたしました。2目高額医療費共同事業負担金2,287万円は、国の負担分4分の1の額です。3目特定健康診査等負担金328万7千円は、特定健診・特定保健指導に係る国の負担分を見込み計上いたしました。次に、2項国庫補助金1目財政調整交付金4億9,965万9千円は、国が示した算定方式により見込み計上いたしました。14ページです。第5款県支出金1項1目高額医療費共同事業負担金2,287万円は、県の負担分4分の1の額です。2目特定健康診査等負担金328万7千円は、特定健診・特定保健指導に係る県の負担分を見込み計上いたしました。次に、2項1目財政調整交付金1億7,091万4千円は、県が示した算定方式により見込み計上いたしました。第6款療養給付費等交付金1項1目療養給付費等交付金1億2,544万8千円は、支払基金から退職者等医療費分として交付されるものであり、国が示した算定方式により見込み計上いたしました。第7款前期高齢者交付金1項1目前期高齢者交付金8億8,232万7千円は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金であり、国が示した算定方式により交付見込額を計上いたしました。第8款共同事業交付金1項1目高額医療費共同事業交付金9,018万8千円及び2目保険財政共同安定化事業交付金4億3,229万8千円は、国保連合会からの交付金であり、その見込額を計上いたしました。15ページです。第10款繰入金1項1目一般会計繰入金3億4,195万1千円は、保険基盤安定分、職員給与費等分、出産育児一時金分、財政安定化支援事業分として、それぞれ繰り入れるものです。

次に、施設勘定について御説明申し上げます。施設勘定は、昨年4月から週5日の診療を実施している大川診療所において、24年度の診療実績等に基づき、25年度の必要経費並びに診療報酬収入等を見込み予算計上したところです。まず、歳出から御説明いたします。予算書の28ページをお開きください。第1款総務費1項1目一般管理費1,178万3千円のうち、1節報酬、4節共済費は、看護師2名、医療事務1名の計3名の嘱託職員の報酬及び社会保険料であり、24年度は賃金で計上していたものを嘱託員として雇用したことによります。8節報償費1万4千円は、生活習慣病のセミナーの開催等を想定しての謝金であります。飛びまして、11節需用費120万5千円は、診療所の管理用品購入費や電気・ガス・水道料等の光熱水費が主なものであります。12節役務費151万5千円は、電話・郵便料などの通信運搬費、建物共済、自動車損害共済等の各種保険料を初め、その他役務費としては診療事務用レセコンソフト保守料や電子カルテシステム保守料、レントゲン撮影装置保守料を計上させていただきました。13節委託料19万5千円は、説明欄にもありますように、使用済み注射針などの医療廃棄物処理業務委託料、浄化槽維持管理業務委託料、消防設備点検業務委託料、事業所ごみ収集業務委託料であります。14節使用料及び賃借料109万8千円は、使用料として主にコピー機リース料を、賃借料としては、在宅療養用酸素供給装置借り上げ料を計上いたしました。18節備品購入費98万8千円は、看護師等の白衣購入ほか、電子カルテシステム用サーバー更新費用であります。29ページです。第2款医業費1項1目医療用機械器具費176万円は、年度途中における医療用機械器具の修繕料や平成9

年4月に購入した心電計を新たに更新するための費用を計上いたしました。3目医薬品衛生材料費1,020万円は、24年度の診療用薬品等の購入実績をもとに予算計上いたしました。4目検査等業務費12節役務費の血液検査手数料30万円は、24年度の検査実績により、さらに13節委託料1,120万5千円は、週5日の半日診療に係る診療業務委託料を計上しました。第5款公債費1項1目元金246万2千円及び2目利子69万9千円は、大川診療所並びに医師住宅の借入金返済金であります。なお、医師宿舎建設事業についての返済は平成25年度で完済することとなります。

次に歳入について御説明申し上げます。予算書の26ページをお開きください。歳入第1款診療収入2項外来収入1,434万5千円は、24年度の診療収入実績を考慮し、見込み計上させていただきました。第6款繰入金1項1目国民健康保険診療所基金繰入金2,415万7千円は、診療所基金を取り崩して繰り入れるものです。なお、平成25年4月現在の診療所基金残高は3,543万1,397円となっております。以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、補佐、各係長で行わせていただきます。よろしく願いいたします。

予算特別委員長（牟田学委員）

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

ページ、28ページ、大川診療所のことです。1款1項1目1節です。賃金から報酬に変わったというふうに聞こえたんですけど、何の目的で、結果どのように変わったということでしょうか。

佐潟健康増進課長

大川診療所の運営につきましては、これまで休診とか、あと再開等々ありまして、以前は嘱託職員であったわけでありましたけれども、休診等の時期に賃金化いたしました。これまで24年度につきましても賃金で雇用してた状況であります。ただ、週5日診療できるようになりまして、これまで以前のとおり嘱託職員化ということで改めて予算化したところでございます。以上です。

竹原恵美委員

同じ方がいらっしゃる、また人は変わるんだろうけれども、その性質として賃金であればその方がきてくださる可能性が高くなる。何か使い分けというか、意味合いはあったんでしょうか。意味合いの使う目的によって、意味合いの違いで賃金が嘱託化したということなんですか。雇う上には差はないと思うんですけども。

中野管理係長

竹原委員にお答えいたします。経緯的なものについては、今課長がお話ししたとおりですが、以前、嘱託職員としてずっと雇用していたものが、休診を挟みまして週3日の診療となったときに臨時職員扱いということになってまいりました。内容業務的にはほぼ変わらない、同じような職務をやっているわけですけども、診療日の減少というようなことから嘱託職員から臨時職員の扱いという話になったかと思えます。嘱託職員と臨時職員の違いとしましては、一般的には臨時職員は補助的な運営をします。それから嘱託職員については専門性のある職務についてもらうということでありましたが、看護師や医療事務の方についてはもともと専門的な職務をしていただくということでありました。去年の23年度の場合につきましては、まだ、診療日が週3日ということでしたので、引き続きの臨時職員の賃金という形で報酬を計上していたんですけども、24年度については、実は週5日になるということで、本来ならば報酬で組むべきところだったんですけども、週5日の診

療が始まるというのが予算組みをしたあとにそういうことが決まったものですから、24年度は賃金で組ませたものをそのまま運用したところでございます。25年度につきましては今後も週5日の診療が続くと、そして専門的な職務についていただくということで、来年度については報酬という形で予算組みをさせていただいたところでございます。以上です。

竹原恵美委員

名目の違い、性格の違いはわかったんですけども、支払いとしての、実質、その本人とのやりとりの支払いとしての変化、そして本人の雇用状況、環境の変化があるんですか。

中野管理係長

臨時職員の単価としましては、看護師が日額7,900円で行っていました。それを年間に延べまして算定をしているところですが、もともと基準がございまして、これについては介護保険専門指導嘱託員報酬の月額報酬をもとに時間単価を出しまして、日額単価に換算しまして7,900円ということを試算をしておりました。今回も介護保険専門指導嘱託員の報酬単価を12月掛けまして、それを、勤務時間的には庁内の通常の嘱託員は7時間なんですけども、大川診療所については勤務時間が7時間45分という勤務時間になっておりますので、その場合を引き戻しまして換算したところで看護師の月額単価を出したところです。よって、時間単価的にはまず変わらないと、報酬額的にも月額報酬が16万600円という額になります。この部分は臨時職員の場合お支給額とほぼ変わらないというふうに理解していただいて結構です。以上です。

竹原恵美委員

また、次の質問をしたいと思えます。ページ、20ページで2款4項1目と4目なんですけど、出産育児一時金、その次の葬祭費、これがそれぞれが30件と70件というふうに見込んでいるんですけど、その根拠、数を推定するに、予測するにあたるその方法というのを教えてください。

佐潟健康増進課長

数につきましては、それぞれ出産の国保資格のある被保険者の方の中での出産の実績、それから葬祭費、葬儀等の実績を見込んで計上したということになります。ただ、対前年度比、保険給付費につきましてはゼロ、同額で組んでいますので、実数としては21年度、22年度との平均数値で出しているところでございます。以上です。

竹原恵美委員

すいません、よくわかりにくかったですけど。出生予測、全体予測をしてその加入者という数ではなくて、毎年の実績でつくった数だというふうに理解していいんですか。

佐潟健康増進課長

あくまでの対前年度と同額で今回組ませていただいたので、実績等々についてはそれ以前の分の推計を使ったということになります。

[竹原恵美委員「はい、わかりました。」と呼ぶ]

予算特別委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

中面幸人委員

先ほど、一般会計のほうで。水俣病関係でですね、入ってくる歳入はどこに入ってくるんですかね。ちょっと教えてください。

佐潟健康増進課長

お答えいたします。水俣病に係る分につきましては、歳入の13ページの下の方、4款国庫支出金の2項1目財政調整交付金、4億9,965万9千円とありますが、そのところに特別調整交付金の交付見込額5,500万が予算計上されてますが、その中に入ってくるということになります。以上です。

中面幸人委員

24年度は幾らあったんですかね。

池田国保係長

24年度は今申請の段階ですけれども、1,900万になります。また、これについてはですね、まだ連絡はきてないんですけれども、正式決定をしたときに県からまた連絡がくる予定になっております。以上です。

中面幸人委員

先ほど課長の説明でありました特別調整交付金見込額の5,500万、これはもうすべて水俣病関係になるんですか。

佐潟健康増進課長

この特別調整交付金の交付見込みにつきましては説明でも言いましたが、国が示した算定方式でしておりまして、水俣病以外の調整額等が入っていますので、水俣病だけではございません。以上です。

中面幸人委員

例えば、これは水俣病で手帳をもらっている方が今4名と。そして救済措置を申請をしている方とかあるわけなんですけども、たぶん、そういう人数によって金額も違ってくると思うんですけど、その辺りはどうなって。それは人数によって変わってくるんですが。私が言いたいのはですね、出水とか長島町というところは結構大きい額をもらっていらっしゃるんですよ。だから、よくこういうふうに認定されたから、例えば医療費はただだろうって言われるんだけど、ただ、これは自分の負担分がいわばいらなだけであって、当然、ほかの分については保険のほうでまかなっているわけですから、だからそういうところもちゃんとしたやっぱり人数の把握とかですね、当然、こういう金額が出てくるっちゃうことはですね、当然人数も把握されてと思うんですよ。その辺あたりは全然県から金額を示すだけのものなんですか。

池田国保係長

その人数についてはですね、病院を受診された延べ人数が対象になりますので、実際に手帳とかもらっている人数というわけではございません。それと、その人たちに係るすべての医療費を含めてですね、あと算定方法があるんですけど、その算定の部分に入れ込んでいけばですね、それが算定されるということになります。延べ人数ということで御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

中面幸人委員

いわば診察を受けて、結果的にはそれならそういう方が受けられたというのはわかるわけですね。

佐潟健康増進課長

そのとおりでございます。

中面幸人委員

これはですね、例えば手帳を持っている方、例えば救済の申請を受けてそれからあと認められた方とかいう、そういうのに対して、診療を受けた方に対して国から交付されたという形で考えていいんですか。

佐潟健康増進課長

そういうことになろうかとは思いますが。

中面幸人委員

救済で申請された方が結構多いということは、これが認定されれば幾分かは過年度と比べて25年度は多く入ってくるということで考えていらっしゃいますか。

池田国保係長

一概にそういうわけではありませんで、23年度と24年度を比較したときにですね、延べ人数については23年度よりも確かに24年度のほう伸びています。その方々の医療費についてはですね、24年度のほうが23年度よりも少なくでですね、23年度の水俣病関係で交付された部分については前回の決算特別委員会でも報告しましたがけれども、4千万程度入ってきておりました。今回、申請をつくる段階でですね、そういう算定方式があるんですけども、そこに当て込んでいったときにはですね、半分、1,900万ということになっておりますので、その実績に応じてという形になるものですから、25年度については今のところ見通し的には立たない状況であります。

予算特別委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

山田勝委員

国民健康保険、そのほかでね、近ごろ気になっていることをお尋ねしたいんですが、実は私の住んでいる付近にね、近ごろ人工透析をする医療機関の送迎車が来るんですよね。病院によってはその人は、例えばその人は自由に仕事もできる、運動も車の運転もできるような方も透析の日にはその車に乗って行かれる。そういうようなのを見ているとですね、それも送迎も、病院の送迎もやはり医療費の中に含まれるんですかね。

佐潟健康増進課長

山田議員にお答えいたしますが、診療の中で医療機関のほうを送迎される分について、医療費の対象となるかということなんでしょうけれども、その部分についてはちょっと把握しておりませんので、のちほど回答いたしたいというふうに思います。

山田勝委員

例えば、自分の車で行く人と、行けるけれども病院の車が送迎する人と、もしそれが医療費としてね、算定されるんであったらですね、また、それも医療費ののってくるということもあるのでね、その付近をどれぐらい、例えば事業主である阿久根市が、あるいは行政機関が、特に人工透析の場合はまたちょっと違いますからね、治療費の支払先がですね。どれくらいチェックできるのかということをお尋ねしたいんですけどね。チェックできるんですか、それとも指導できるんですか。事実を把握した場合に指導できるんですか。池田係長が言っているよ、わかっている人が。

池田国保係長

お答えいたします。これについてはですね、うちもレセプト点検を行っておりますので、基準というか、それに基づいて算定をしています。一たんは国保連合会のほうにあって、国保連合会のほうからももちろんチェックはかかるわけですけども、それがうちのほうに戻ってきます。それについてもですね、うちのレセプト点検員のほうがもう1回チェックをして、それにあてはまらないようであればですね、再審査という方法もありますので、チェック体制についてはあります。以上であります。

山田勝委員

それが医療費に加算されるのか、加算されないのか、それをね、あとでもいいから知らせてください。それから大川地区診療所のね、経営実態を見るときに、非常に難しいと思うんですよ、ここは。例えば、医師の、お医者さんに払う委託料は1,100何万でしょう。しかしながら診療収入の少ないこともびっくりしますよね。このままだったら経営は行き詰まる。だから、私は前々から思っとなんだけど、これは今後の問題としてぜひとらえて欲しいのはですね、健康バスをですね、健康バスです。病院に行く健康バス、これは徳州会がやっとなったことですよ。健康バスを徳州会がちょっと補助をして、健康バスを回して、患者を病院に収容する。病院がバスを回すというのは非常に無理だけど、例えば健康友の会というのをつくって健康友の会が維持するような体制をつくるのがね、私は一番いいと思ってるんですよ。それに阿久根市が少し補助を出すとか、あるいは病院に行く人が補助を出すとか、これはもちろん乗合タクシー、あるいは福祉バスにもね、かかわることだけでも、そういうふうになればですね、1年間毎日回しとったらね、利用する人はこちらのほうがずっといいという感じがするんですよ。そんなことは考えたことはないですか、担当係長。この医療費を、大川診療所の経営状態を見てみるときにね、これは以前から大きな課題であることは確かなんですよ。でも政治決着でこういうふうになったんですからね、それをどういうふうに言うことはないんだけど、ただ、心配やっとなな。ことしか来年ぐらいで基金は底をつくでしょう。底をついたあとは一般会計から出すんですか、1年に2、3千万も。いかがお考えでしょうか。

佐潟健康増進課長

山田議員にお答えいたします。大川診療所の運営につきましては、先般、総括質疑のときに竹原委員のほうからも安定的な運営のためにはということで、私のほうで答弁しました220名という数字がありましたけれども、この220名というのが診療報酬の委託料と薬剤費を購入するのにペイする診療収入としての患者数が220名でありまして、今後、それに看護師と医療事務の3名の人件費を入れますと340名程度になるかと思えます。あと、診療所の施設維持管理、あと、公債費の償還等入れますと人数的には月延べ460名程度必要かというふうに試算しているところでありまして。460名というのが開所日数20日で行きますと23人と。今現在半日診療でやっていますが、半日診療で23名というのはかなり難しい数であります。この23名という患者さんが来られれば基金も取り崩さずに運営できるライン、数字ですので、そこを目標としますけれども、一たんは私たちの運営としては地域医療を守るということからいきますと、やはりまずは患者さん方が多く来ていただく環境をつくらないといけないし、この前のときにも説明いたしました、地域の方々に広報してやっていきたいというふうに思います。最終的に患者さんの人数が伸びずに基金を取り崩して、じゃあ枯渇したときにどうするかというのにつきましては最終的には政治的判断があるのかなというふうには思っています。

山田勝委員

参考までに聞くけどね、例えば診療業務委託料1,120万5千円というのがお医者さんに支払うお金ですか。

佐潟健康増進課長

2医療機関と契約していますので、そちらのほうに支払う金額です。

山田勝委員

医療機関に支払って、お医者さんたちはその医療機関から金をもらうと、こうい

うことですか。

佐潟健康増進課長

そういうことになるかと思います。

山田勝委員

だから、地域医療を守るといのはな、私、地域医療を守るといのはあの付近の住民の方々にね、不安を与えない、例えば夜中でもいつでもね、ぐあいが悪いときはどうするか。救急車を頼んで市内の病院に行くか、市民病院に行くかですよ。それからかかりつけの病院に行く以外にないわけで、現実にはね。それで地域医療は守られている。何もね、地域医療を守るためにそこを、これをしなくてもね、むしろこの場合ですけど毎日行くでしょう。1週間に5日なら5日の午前中なら午前中に行かれる方々のための診療所でしょう。私はね、むしろね、健康友の会をつかってね、バスを回したほうがずうっと効率的で関係患者も安心すると思うんだけどね。どうですか、中野所長。

中野管理係長

山田委員の御質問にお答えいたします。健康バス等の創設、あるいは運行という話ですが、今、乗合タクシーがある状況の中でその検討というのはまだ行っていない状況です。確かに御指摘がありますとおり、基金の枯渇というものは直前に迫っている状況でございます。先ほど佐潟課長が申しましたとおり、経営的には非常にまだ、実質的には赤字という状況が続いております。ただですね、今、月額診療報酬収入というのが150万を安定して超える程度になりました。それが12月になりますと1,800万ほど収入ができる。今度の歳入については少し厳しく歳入を見積もっておりますので、そこまで高くなっておりませんが、最近の事例ではそのような数値が出てきておりますので、1,800万ほどぐらいまで上がれるんじゃないかと考えております。その中で診療報酬2医療機関に払うのが1,100万程度、差額が残りますけども、その分については今薬剤の購入に消えているという状況であります。今、現場としましてはできるだけ薬剤購入費までは賄えるように患者数の確保を図っていきたいというふうに考えております。赤字になった場合にですね、今後、それが続く場合に診療が困難になるんじゃないか、そのあと運営をどうするのかということにつきましては検討をして、またそこには一般会計からの繰り入れというようなことも考えないといけないかも知れませんが、そこについては政策的なもの、また时期的を含めて政治判断も必要ではないかと考えているところでございます。

山田勝委員

私はね、今やってることがね、悪いとは言わないんですよ。今、やってるのが悪いとは言わない。仕方ない状況の中でね、今、苦渋の選択でやっているわけですよ。過去においていろんなお医者さんが来られてですね、1年間に5千万くらい上げられておったお医者さんもありましたよ。5千万くらい上げておったお医者さんもありましたよ。だから、お医者さんが変わればね、収入も上がるし、下がるし。でも現実の問題としてね、ものすごく区も合併せないかんような地区ですよ、これ以上の患者をふやそうなんていうのはね、なかなか難しいですよ。そういう中で、私が言うのはそういう健康バスというのも考えながらですね、むしろそちらのほうが市民の健康を守ることになるんじゃないかなという気持ちがあるので、前向きに私はね、改革実施案を皆さんに今こうして呼びかけているところです。ですから、そういう意味でもね、ぜひ検討して欲しいな。徳州会がね、鹿児島市内でやってるんですよ、健康バスというのを。鹿児島市内の病院はね、何カ所の病院で健康バス

というのを持ってるんですよね。自主的に患者でつくってるんですよね。だから乗合タクシーとか、そういうのは関係ないんですね。自分たちでつくってる。法を目をくぐり抜けるのかどうかわからんけど関係ないんですね。自分たちでつくって自分たちで病院に行く、何件かの病院で。そういうこともね、考えていいよって、せっかくのことだからと私は言うんです。経費も安く済むことですし、安心して医療を受けられるから。検討してよ。以上。

佐潟健康増進課長

前向きに検討してまいりたいと思います。以上です。

池田国保係長

先ほどの山田委員の人工透析の送迎の件についてお答えいたします。この送迎についてはですね、病院のサービスで実施をしているということでですね、病院の全額負担で患者の負担はないということです。以上です。

山田勝委員

それは結局ですね、医師、なにか法には触れないんですか。病院がサービスでする分については別に触れないということですね。

池田国保係長

正式に私も調べたわけではないんですけども、触れないというふうに理解をしております。以上です。

山田勝委員

それならね、そんなら病院でね、バスを出して、患者を拾って回ることも非常に病院側としてはね、いいことですよ。そのほかの病院も。いいですよ、別にそれだけで。これをね、言ったって始まんことで、ただ、いい勉強をしたということだけです。

予算特別委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第31号について、審査を一時中止いたします。

（生きがい対策課入室）

○〔議案第34号 平成25年度阿久根市介護保険特別会計予算〕

予算特別委員長（牟田学委員）

次に、議案第34号を議題とし審査に入ります。課長の説明を求めます。

佐潟健康増進課長

次に、議案第34号平成25年度阿久根市介護保険特別会計予算の主なものについて御説明いたします。

特別会計予算書の89ページ、事業勘定の歳出から説明いたします。第1款総務費1項1目一般管理費4,978万1千円は、介護保険運営協議会委員12人の報酬と職員6人分の給料等や介護保険専門指導嘱託員4人の人件費等が主なものであり、2項1目賦課徴収費60万5千円は、介護保険料の賦課徴収に係わる事務経費です。次は90ページをお願いします。3項1目認定調査等費1,304万円は、主治医意見書手数料や介護認定申請に伴う訪問調査業務の委託料が主なもので、2目認定審査事務負担金2,098万1千円は、認定審査会に係る北薩広域行政事務組合への事務費負担金です。次に、第2款保険給付費は、平成24年度から平成26年度に係る第5期高齢者保健福祉計画で算出した給付見込額をもとに認定者の推移や給付件数の伸びなどを勘案し計上したものであります。第1項介護サービス等

諸費 22 億 1,750 万 4 千円は、要介護の認定を受けた被保険者に対する居宅又は施設での介護サービス給付費用で、その内訳は第 1 目居宅介護サービス給付費 7 億 7,770 万円は、訪問介護サービスや訪問入浴介護等などの年間給付見込額を計上いたしました。次は 91 ページです。第 3 目地域密着型介護サービス給付費 3 億 8,870 万円は、地域の特徴や実情に対応した認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護等の年間給付見込額を計上したもので、小規模多機能型居宅介護事業所 1 件の新設分に係る利用増加見込みなども勘案したものです。第 5 目施設介護サービス給付費 9 億 4,100 万円は、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の入所者に係る年間給付見込額を計上したもので、利用増加見込なども勘案して計上したものです。第 8 目居宅介護住宅改修費 1,200 万円は、在宅の要介護者が手すりや段差解消のために行う住宅改修の年間給付見込額を計上したもので、9 目居宅介護サービス計画給付費 9,400 万円は、ケアプラン作成に係る経費であり、年間給付見込額を計上いたしました。次は 92 ページです。第 2 項介護予防サービス等諸費 1 億 1,590 万 3 千円は、要支援と認定された被保険者に対する介護予防サービス給付費用で、その内訳は第 1 目介護予防サービス給付費 9,300 万円は、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリなどの年間給付見込額を計上いたしました。第 3 目地域密着型介護予防サービス給付費 450 万円は、介護予防認知症対応型共同生活介護などの年間給付見込額を計上いたしました。第 7 目介護予防サービス計画給付費 1,100 万円は、要支援者のケアプラン作成に係る経費の年間給付見込額を計上いたしました。次は 93 ページをお願いします。第 4 項高額介護サービス等費 5,800 万円は、利用者の負担が一定額を超えた場合に、その超えた額を給付する経費であり、年間給付見込額を計上したものです。第 7 項特定入所者介護サービス等費 8,730 万 2 千円は、居住費・食費の負担が過重とならないよう低所得者の負担の軽減を図るため給付する経費であり、年間給付見込額を計上いたしました。次は 94 ページです。第 5 款地域支援事業は、介護認定を受けていない方々を対象に介護予防教室や訪問指導を行う費用であり、第 1 項 1 目介護予防特定高齢者施策事業費 646 万 1 千円は、運動器の機能向上教室や栄養改善教室などで支援を行う委託料と訪問指導嘱託員 1 名の報酬が主なものです。2 目介護予防一般高齢者施策事業費 286 万 4 千円は、介護予防に関する知識の普及啓発のための講演会、相談会の開催、運動教室等の実施費用や高齢者の健康づくりや社会参加活動に対して、地域商品券等に交付できるポイントを付与し、健康維持や介護予防への取り組みを促進する高齢者元気度アップ事業の経費を計上しております。第 2 項 1 目介護予防ケアマネジメント事業費 1,025 万 5 千円は、介護予防のための支援を行う地域包括支援センター専門指導嘱託員 3 名の人件費と主任介護支援専門員の出向負担金であります。次は 95 ページです。第 5 目任意事業費 2,855 万 5 千円は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう行う事業が主なものであり、生きがい対策課が実施する紙おむつ支給事業に係る需用費や高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業及び「食」の自立支援事業の委託料と在宅寝たきり者介護手当の扶助費が主なものです。次は 96 ページです。第 8 款諸支出金 1 項 1 目第 1 号被保険者還付加算金 20 万円は、介護保険料に係る過納金還付であり、2 目償還金 1 千円は国庫負担金等の精算返納金を計上したものです。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。85 ページをお開きください。第 1 款保険料 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料 3 億 4,492 万 3 千円は、65 歳以上の被保険者の所得段階別に算出した年間保険料を各区分ごとに見込み計上したものであります。第 3 款国庫支出金 1 項 1 目介護給付費負担金 4 億 3,93

6万2千円は、歳出の第2款保険給付費に対して、国の算定方式により居宅給付費は20%分、施設等給付費は15%分の交付見込額を計上したものです。第2項国庫補助金1目調整交付金2億4,801万1千円につきましても、国の算定方式による交付見込額を計上したものです。次に86ページです。第4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金7億2,152万円は、保険給付費に対する29%分の交付見込額であります。第5款県支出金1項1目介護給付費負担金3億6,923万7千円は、保険給付費に対して居宅給付費は12.5%分、施設等給付費は17.5%分の算定方式による交付見込額であります。3項県補助金945万3千円は、地域支援事業に係る県の交付金であり、第3目の高齢者元気度アップポイント事業補助金37万5千円は県の単独補助金であります。次は87ページです。第7款繰入金1項1目介護給付費繰入金3億1,100万円は、保険給付費に対して12.5%の市の負担分について繰り入れるもので、4目その他一般会計繰入金8,210万8千円については、職員給与費と事務費に係る費用分を繰り入れるものです。第2項1目介護保険基金繰入金7,158万3千円は、介護保険基金からの繰り入れであります。

以上で事業勘定を終わり、次に、介護サービス事業勘定について御説明いたします。予算書の100ページをお開きください。介護サービス事業勘定は地域包括支援センターの運営に係る経費であり、介護予防の観点から保健・介護・福祉の3分野の専門職が連携し、高齢者の皆様のさまざまな相談や支援、介護予防のケアプラン作成などを行うものであります。第1款総務費1項1目一般管理費1,351万1千円は、地域包括支援センター専門指導嘱託員5人分の報酬及び主任介護支援専門員を社会福祉法人から受け入れるための出向に係る負担金の3割分が主なものであります。第2款介護予防サービス事業費1項1目介護予防給付事業費126万7千円は、要支援者に係る予防ケアプラン作成業務の委託料が主なものであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。99ページです。第1款介護サービス収入1項1目介護予防サービス計画費収入1,057万1千円は、要支援者の予防ケアプラン作成に係る収入見込額を計上したものです。第3款繰入金1項1目一般会計繰入金425万9千円は、事務費繰入金として一般会計から繰り入れるものであります。以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか補佐、各係長で行わせていただきます。よろしくお願いたします。

堂之下生きがい対策課長

それでは、生きがい対策課所管分について補足して御説明申し上げます。94ページをごらんください。5款1項2目介護予防一般高齢者施策事業費8節報償費、元気度アップ事業商品券75万円ではありますが、これは県の補助事業を活用して実施するもので、高齢者が健康づくりや社会参加活動をした場合にポイントを付けて、たまったポイントの数に応じて地域商品券と交換するもので、高齢者の介護予防への取り組みを推進するとともに、あわせて地域経済の活性化を図ろうとするものであります。本事業を取り組むにあたり、ポイントを付与する活動をどうするかという点が課題でありましたけれども、25年度においてはモデル的にさわやかクラブ会員を対象に実施していく予定であります。老人クラブでは健康づくり活動、友愛活動、社会奉仕活動を活動の3本柱としていることから、本事業の目的とも合致し、あわせてさわやかクラブの活動の活性化及び会員拡大にも効果が見込まれるのではないかと考えているところであります。1時間の活動で1ポイント100円、年間50ポイント、5千円を上限として商品券と交換する予定であります。11節需用費の印刷製本費26万3千円は、そのポイントを管理するスタンプ手帳の印刷代と

して計上いたしました。次に、95ページをごらんください。5款2項包括的支援事業・任意事業5目任意事業費11節需用費513万1千円のうち、468万円が紙おむつ支給事業にかかる紙おむつ代であります。紙おむつの支給については、これまで現物を2カ月に1回自宅に配達しておりましたが、これを25年度からは利用券方式に改める予定であります。これまではおむつの種類を限定しておりましたが、利用券方式により、利用される方のニーズにあった物を購入できるようになると考えております。また、これまでは介護認定を受けた方に限定しておりましたが、介護認定を受けなくてもおむつを常時必要としていると認められる方にも支給できるように要綱の改正を行ったところであります。さらに、これまでは申請の段階で決定したものを継続的に支給しておりましたが、現況届を兼ねて年1回申請をしていただくことで、真に必要な方に利用していただける制度にしていきたいと考えております。次に、13節委託料高齢者世話付き住宅生活援助員派遣事業については268万2千円、「食」の自立支援事業については1,281万8千円を計上いたしております。高齢者世話付き住宅生活援助員派遣事業については、寺山住宅のシルバーハウジングに入居している方に対して生活指導や緊急時の対応をする生活援助員を派遣するもので、生活援助員は管理棟に常駐しています。「食」の自立支援事業については、配食サービスの部分について介護保険事業の対象となるもので、給食を配達する際に利用者の安否確認を行っております。次に、20節扶助費在宅寝たきり者介護手当とあるのは、高齢者介護手当であり、在宅で寝たきりや重度の認知症高齢者を介護している方に対して高齢者一人につき年額7万2千円を支給するもので、75人分を見込んでおります。以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

予算特別委員長（牟田学委員）

課長の説明は終わりました。

午前中の審査を一時中止し、休憩します。

午後はおおむね午後1時から再開いたします。

（休 憩 12：05 ～ 13：00）

予算特別委員長（牟田学委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これより質疑に入ります。

出口徹裕委員

95ページの5款2項5目1節の先ほどあった紙おむつの件なんですけれども、もう1回詳しくですね、どういった形で例えば申請をして、どのような方がこういう対象になるのかというのをもうちょっと詳しく教えてもらっていいですか。どこが例えば窓口とかですね。

堂之下生きがい対策課長

それでは紙おむつの支給についてお答えいたします。窓口は生きがい対策課の高齢者対策係になります。そこで必要な方は申請をしていただくこととなりますけれども、在宅でいらっしゃる常時紙おむつが必要である方を対象とするということになります。これまでは介護認定の3以上とか、要介護認定、認知症の方と介護認定が2以上とかということがあったんですけれども、やはりいろんな事例がありまして、介護認定は受けていないけれども、やはり紙おむつは必要なんだという方がいて、どうしても対象にならなかったという部分もあったものですから、その辺の

見直しを今回行ったということです。それから、これまでは4種類に限って現物を支給していたわけなんですけれども、それぞれの利用者にあった形で自分で購入していただくための利用券方式にしようというふうに考えております。年間4万8千円分の利用券を発行して、それで市内の協力店で購入をしていただくという形にしたいと考えております。

出口徹裕委員

新しい取り組みで困っていらっしゃる方には非常に、やはり在宅、家でですね、面倒見られていて何も今までなかったという意味からいいんですけれども。また、これが知っている人、知らない人というのの差が出てくるのかなという気がするんですけれども。例えば、介護保険に受けられない場合はですよ、逆にその情報を知るといのがなかなか難しいのかなと。例えば、紙おむつをして、家で面倒を見れる範囲であるから、もともとそういう認定を受けるまだ手前だけでも紙おむつは必要だというふうになってた場合、聞きに行くことすら最初からないわけですよ。ということは最初の広報といいますか、それ自体をどのようにしてやって広めていくつもりなのかを教えてください。

堂之下生きがい対策課長

当然広報とかでもお知らせいたしますし、あるいはいろんなケアマネージャーの方々にもお知らせいたします。それでまた民生委員さんたちも研修会を通じてお知らせをしていく予定でおりますので、そういった形で身近な方が伝えていただければありがたいというふうに思っております。

出口徹裕委員

そういった場合、民生委員さんもですけども、各区長さんにもしっかりとそこらを言っていて、区長さんもある程度は把握はしてらっしゃって、困っていることがあれば相談にも来られますし、私なんかでも相談、聞けばですね、こういう制度がありますよというのはしますけど、なるべく広い形ですね、やっていただければやっぱり在宅でできる方もなかなか大変ですけども、できる方はやはり少しでもそういう負担が減ればですね、そういうことも考えてくださると思うのでですね、ぜひ広い範囲で広報していただきたいと思います。これは要望です。

予算特別委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

中面幸人委員

94ページの5款1項2目8節、元気度アップ事業商品券でございますが、まずこれ75万ですけど、金額についてはこれがいわば精一杯だったんですか。

堂之下生きがい対策課長

一応やってみないとわからないというところもありますし、薩摩川内市が先にやっている部分がありまして、それを参考にしますとそんなにたくさんの金額が出てなかったものですから、一応これくらいで初年度やってみようかなというところで75万円でございます。

中面幸人委員

これから高齢化社会を迎えるわけですね、本当、やっぱり医療費なんかのですね、やっぱり医療費なんかを下げるにも、やっぱり高齢化しているみんながですね、元気でやっぱり生活できるようにというのが一番だと思うのでですね、今回、これについてはさわやかクラブにということでございましたけれども、確かに今、各集落もですね、昔の老人クラブですね、今はさわやかクラブですけど、やっぱりこれはずれるという集落がやっぱりふえてるんですけれども、でもやっぱり市のほう

には登録していなくても、各単位集落でぴしゃっとした組織はしてあるところはあるんですよね。そういうところはやっぱりいろいろ検討すべきじゃないかと。例えば、さわやかクラブに一本しとけばいろいろな事務的なことも簡単かもしれんですけど、せっかくですからですね、やっぱりそういう各集落で、いろいろ市のほうにいわば入ればいろんな出方が多かったりとかということをやめられる集落もあるんですよね。でも、確かにしっかりと単位集落で組織はしているところもありますので、そういうところはやっぱり対象にすべきじゃないかなと私は思うところなんですが、その辺あたりはどういうふうにお考えでしょうか。そういう集落についてはですね。

堂之下生きがい対策課長

先ほど申し上げましたように、この元気度アップ事業のポイントをつけるにあたりまして、どこで確認するかということがやっぱり問題かなと思ってます。それでいえば今回はさわやかクラブに限ってというか、さわやかクラブの会員であってその確認ができればポイントをつけましょうということでしたところなんです。この事業につきましては一般高齢者、市民全員で取り組むべきことだというふうに思っていますので、将来的にはそういう形にしていきたいと。今年度、一応さわやかクラブでやってみて、どういうふうにポイントがつけられるのかということですね、実験的にやってみて将来的には広く一般の高齢者の方々全員が対象となるようにしていきたいというふうに考えております。

中面幸人委員

市のさわやかクラブのほうもですね、できるだけ各集落に加入をしてくれるように、そういうふうなお願いをされておりますけれども、なかなかそういう集落もあるものですから、ぜひですね、やっぱり広めてですね、していって欲しいと思いますので、その辺あたりも検討していただいてよろしく願いいたします。

予算特別委員長（牟田学委員）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

竹原恵美委員

今の元気度アップ事業商品券なんですけれども、これは新規という言葉聞きませんが、これ全くの新規でしょうか。そして、歳入のほうでの県単独事業としての紹介で37万5千円を、ページ、86ページで紹介ありましたけれども、このお金のやりとりというか、阿久根市で行った事業であって、県の補助金を使ったというふうに理解していいんでしょうか。

佐潟健康増進課長

竹原委員にお答えいたします。今回、元気度アップ事業ということで、これにつきまして説明のときに新規事業という説明が抜けましたこと、申しわけございません。これにつきましては平成25年度から新たな取り組みということで御理解していただきたいと思っております。県の単独事業の部分の歳入の部分ですね、御説明いたしましたけれども、実はこの商品券の部分については県の単独での補助、ただこの事業をするにあたって附帯するいろいろな消耗品であるとか、いろいろ出てくるわけなんですけれども、そういった部分については地域支援事業としての国、県、それから市の分の補助対象ということになっております。以上です。

竹原恵美委員

県単独という意味なんですけれども、この事業自体、川内もしてあるということですが、国が押し進めた手法であってこれが起こってるんですか。

佐潟健康増進課長

この高齢者の元気度アップポイント事業ということにつきましては、本年度24年度、県のほうとしては強力的にボランティアポイント制度いう形で事業を強力的に押し進めているところであります。阿久根市としましても24年度、予算的にはつけてない事業なんですけれども、その準備の形で事業準備はいたしております。また、あと、委員のほうから国がおっしゃいましたけれども、国のほうとしましても3年ほど前からこのポイント制度というのが横浜市とか、そういったところで事業実施されて、結構、介護の保険料の支払いはするんだけど、元気な方はその保険料の払った分について使えてないと、そういうことであれば介護の払った分だけででも元気なときにボランティアをしてポイントをとめて、そのポイントについて商品券に交換して恩恵を受けよう、そういうのが趣旨であります。結果的には相互扶助ということでのシステムになっているようでございます。以上です。

竹原恵美委員

今、25年度から始まるということで、さわやかクラブという場所ではあるけれども、運用の方法、最後ポイントをつけることはわかりましたけれども、それをどういうふうに集計して、年末、年度末なりに払っていくという一連のこと、運用を教えてください。

堂之下生きがい対策課長

これにつきましては生きがい対策課でやっていきたいと思っております。生きがい対策課の嘱託員で老人福祉センターのほうに常駐しております嘱託員がおります。そこが老人クラブの事務局も兼ねておりますので、さわやかクラブで主催する行事への参加、奉仕活動への参加、あるいは単位老人クラブでされる奉仕活動への参加、そういったことの報告を受けたところで手帳にスタンプを、基本的には1時間1ポイントということで押していきます。また、健康診断にも行かれたときにはまたそれにポイントをつけるという形でやっていきたいと思っております。やはり交換できる部分について10ポイントたまったら段階で千円になりますので、その辺を最小の単位として交換はしたいと思っております。最大5千円が上限ということでやっていく予定であります。ポイントの管理についてはさわやかクラブの事務局で25年度はやっていきたいというふうに考えております。

竹原恵美委員

それではその効果、結果として効果はどのように阿久根市ははかる手法を持っているんですか。

堂之下生きがい対策課長

そういった健康につながるような活動をしていただければ、当然、医療機関にかかる回数も少なくなると思いますし、そこはまた経年で追っていかないとわからない部分もあるかと思っておりますけれども、いろんな形で社会参加してくださるということで元気になっていただけるものというふうに考えております。ひいてはさわやかクラブの会員の拡大にもなっていくのではないかとというふうに思っております。高齢者だからといって支えられる側ではなくて、自分たちがまちを支えているという意識を持っていただければ、それが一番いい効果ではないかと考えます。

竹原恵美委員

先ほどの東京だか、どこかで結果が出ているという表現があったので、同じような方法をなぞらえて結果評価をするのかなと思ったんですが、そういう方法は使わないのでしょうか。

佐潟健康増進課長

竹原委員にお答えいたします。横浜の方での事例をですね、県の説明会のときに紹介がありましたけれども、あと、薩摩川内市のほうの事例もですね、薩摩川内市のほうから紹介がありまして、そういう事業の実施に伴って費用対効果ということで評価になりますけれども、介護認定者が減るとか、あと、医療費が抑制されるとか、そういうことを想定されるんですが、実際的に総体額として落ちるかとかいう形にはならないかと思います。要はそれだけ元気な高齢者の方々が継続してこういう事業に参加できる。それでもってこういう元気なうちにボランティアをやってポイントに変えて商品券になっていくということでもありますので、具体的な医療費の抑制であるとか、介護認定者の減という部分についての数値というのが横浜市の部分であったり、薩摩川内市の報告の中でもちょっとそこら辺では出てはいませんでした。以上です。

竹原恵美委員

要望なんですけれども、なかなかこの事業やって、お金は出しました、準備しました、いけばやったやっただで終わってしまいます。結果が恐らくいいであろうということではなくて、表せるものでぜひ評価をしていただきたいと思います。

予算特別委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

出口徹裕委員

今の関連なんですけれども、認識的にですね、課長が最初にですね、お金の話をするから一つはいけないんですよ。これを納めてるからその分を返ってくるというようなことを言うから。もともとのこの事業自体は昨年からありますね。確か県のほうで、去年の4月か、ちょっと遅いぐらいに採択された事業だったと思いますけど。いけば健康であっても家に、要は引きこもってる方とかですよ、そういう方になるべく率先して出てきてもらってというような事業だったと僕の中では思うんですよね。だからいつも予算になってしまって、そのお金はという話をされますけど、そういう面ではっきり言われると今みたいになるんです。だから、少しでも今まで健康でも引きこもってた人が、例えばそれでも仕事としてはできないけれども、出てきてもらって健康維持に努めようと、1日に何歩でもいいから歩いてもらおうと、そういうことですよ。だから、そこらの説明をですね、やはりしないと、ただ単純にお金を払ってた分を返してもらおうとか、そういう話じゃなくて、やはり健康づくり、地域のボランティアに率先して、言葉といえはあれですけど、出てきてもらえば商品券になる、お金になるというから率先して出てきてもらって、それが健康づくりに、目に見えるかどうかわからないけれどもという事業だと私は思ってるんですけど、間違いはないですよ、そういう感じで。

佐潟健康増進課長

まさしくそのとおりでありまして、私のほうが御説明した部分につきましては、どうしてもこの予算的な流れの中での話をさせていただきました。事業の趣旨、本来の実施される生きがい対策課長のほうが説明したとおり、そういうボランティア的なところ、高齢者の方が外に出る、そういった部分が県のほうでも目的として事業展開をしています。御了解ください。

予算特別委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山田勝委員

生きがい対策課長もきてらっしゃるのでね、社会福祉法人の監査を阿久根市がや

ということだったけどね、例えば、今回、議案第20号、21号ですか、あれで条例をつくりました。それからね、その小規模多機能のNPO法人のやつとかです、社会福祉法人でない介護保険の適用を受けてるところはどこが担当するんですか。

佐潟健康増進課長

山田議員にお答えいたします。社会福祉法人でない事業所の監査につきましては県がこれまでどおり監査をすることになります。

山田勝委員

仕事は同じようなことをしとってもNPO法人でつくったところ、あるいは社会福祉法人でつくったところありますよね。そういうところは同じ介護保険からお金を使っているのにかかわらず、社会福祉法人以外の事業所について県が今までどおりやると。そういうことであればそれで了解するけど、おかしいなと思ってでした。

佐潟健康増進課長

山田議員に補足して御説明いたしますが、社会福祉法人の法人本部の監査の部分が今回阿久根市においてくるという話でありまして、事業の指導、小規模多機能であるとか、グループホームであるとか、そういった部分の事業に関する実施指導はこれまでどおり阿久根市のほうでいたします。ただ、社会福祉法人の本部運営に関する監査が今回においてくるということになっております。ですから、例えばNPO法人なんかの事業の指導は健康増進課のほうでしますけれども、法人の本部の監査というのは県がするというので御理解していただきたいと思っております。

山田勝委員

いや、それでわかったけど、そんなら例えば社会福祉法人でね、社会福祉法人でも同じように介護保険の仕事をしているじゃないですか。そういうところの仕事の監査は、指導、監査は阿久根市がしてるんですか。

堂之下生きがい対策課長

今回の権限移譲に関しましては、社会福祉法人についての監査でありまして、そういった施設の監査につきましては今までどおり県のほうが行うことになっております。社会福祉法の部分で権限移譲があったということで、そういった施設監査については今までどおり県が行うことになっております。

山田勝委員

これ以上ね、詰めて話をすると長くなるからしないけどね、だからその付近がね、本業の、本体の部分については阿久根市がやりますよと、事業の内容については県がやりますよということでしょう。だから、本業の部分、事業の内容の部分というのはどういうふうな区分けがされるんですか。

堂之下生きがい対策課長

今回の権限移譲に関しましては、そういった社会福祉法人の許認可のことも含めてですね、定款の変更とか、あと法人の財務状況について、あるいは理事会の状況についてとか、そういったことについて市のほうにおいてくるということでありまして、例えば社会福祉法人が保育所を持っていて、保育所の運営に関しては施設監査ということで県のほうが行うということになっております。

山田勝委員

それは同じように、今、あなたが言われた法人のですね、内容について、定款の変更とか、事業内容とかという本款の部分についてはするけれども、現実の事業をしてるじゃないですか。事業をしている、その事業が適切に行われているのか、施設が適切に行われているかというようなことについては阿久根市がやったり、県が

やったり、今までと変わらないということですか。今までと変わらないというのはですね、例えば、ほんなら保育園についてですよ、保育園についてはほとんど県がやるわけでしょう、指導監査については、保育園なんかは。児童福祉施設とかはどこがするんですか。

堂之下生きがい対策課長

施設の部分については、県が今までどおりやることになります。施設の設置基準にあっているかどうかとか、きちんとマニュアルができているかどうか、給食がどうだという部分については県がやるということで、私たちのほうとしては財務の諸表であったりとか、理事会の運営のあり方であったりとか、そういうところで指導監査を行うということになっております。

山田勝委員

なら、極端に言ったらね、極端に言いましょう。あそこの施設ではね、いいごちそうを食べさせているというけど食べさせていないんだとか、虐待が行われているとか、あそこはこういう問題があるんだけど伏せられているとかというのはどこがするの、チェックは。ないとは思うけど。

堂之下生きがい対策課長

それぞれの事例によってちょっと違うかもしれませんが、ただその施設の運営に関することであれば県がするということになりますし、また、それが法人全体にかかわる問題であればそこはまた市のほうでかかわっていくことになるかと思いません。そこはまた県と協議をしながら進めていくことになると思っております。

山田勝委員

もういいです。もうね、あとは事例に基づいて話をしていけないとわからないので、きょうはこれでいい。

予算特別委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

竹原恵美委員

先ほどの少し、結果と言いましたけれども、さっき商品券の話だったんですけれども、結果という表れ方なんですけど、それが満足度であったり、何かの切り口であったりなんですけど、例えばPDCAサイクルで切り方を、切り込み方、評価の仕方を設定して追求していくという方法を要望したのであって、感触的にいいですよというものではない。それが数として病院費がどの数としての目的設定するのか、それとも高齢者の方の満足度、参加者の満足度が高い、そして参加数が上がっている、そのような数でもいいんです。切り方で結果を表すような形をください。PDCAサイクルなんかもありますから、そういう形で実行者に対して要求するなどの切り方を手法も使って表してくださいという要望なんですか。オーケーですか。

予算特別委員長（牟田学委員）

いいですか、要望で。

[竹原恵美委員「はい」と呼ぶ]

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第34号について、審査を一時中止いたします。

(生きがい対策課退室)

○ [議案第35号 平成25年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算]

予算特別委員長（牟田学委員）

次に、議案第35号を議題とし審査に入ります。

課長の説明を求めます。

佐潟健康増進課長

それでは、議案第35号平成25年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。特別会計予算書の119ページ、歳出から説明いたします。第1款総務費1項1目一般管理費44万1千円は、後期高齢者医療に係る事務経費であり、2項1目徴収費51万8千円は、後期高齢者医療保険料の徴収に係る経費であります。第2款後期高齢者医療広域連合納付金2億9,726万4千円は、後期高齢者の保険料として徴収し納付する分と、低所得者に対する保険料軽減措置分の保険基盤安定分担金などであります。この分担金は、県が4分の3、市が4分の1の負担割合で納付するものであります。

次に歳入について御説明いたします。117ページをお開きください。第1款保険料1項1目後期高齢者医療保険料1億7,002万円は、それぞれの区分ごとに見込額を計上いたしました。第3款繰入金1項2目保険基盤安定繰入金1億2,722万4千円は、保険料軽減分として県が4分の3、市が4分の1の負担であります。なお、県の負担分は一たん一般会計の歳入に計上することから、市の負担分と合計した見込額を計上いたしました。以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、補佐、各係長で行わせていただきます。どうぞよろしく御願いいたします。

予算特別委員長（牟田学委員）

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第35号について、審査を一時中止いたします。

（健康増進課退出、市民環境課入室）

○ [議案第30号 平成25年度阿久根市一般会計予算]

予算特別委員長（牟田学委員）

次に、議案第30号を議題とし、市民環境課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について、簡潔明瞭にお願いします。

松永市民環境課長

去る3月8日の本会議において、予算特別委員会付託となりました議案第30号平成25年度阿久根市一般会計予算における市民環境課、三笠支所、大川出張所所管分の主なものについて御説明いたします。

初めに歳出から御説明いたします。予算書の42ページをお開きください。2款1項15目諸費10万5千円は、自衛官募集事務に係るもので、9節5千円は自衛官募集事務担当者会の出席分であります。11節需用費10万円は、平成25年度自衛官募集に係る重点市町村として指定されており、募集活動広報用として懸垂幕等の作成費を計上いたしました。本年度も引き続き自衛隊鹿児島地方協力本部薩摩川内出張所募集相談員と連携を図り、募集広報活動に協力してまいりたいと考えております。次に46ページをお開きください。下の欄、2款3項1目戸籍住民基本台帳費の本年度予算額は4,256万8千円であり、前年比20万1千円の増額であります。以下、各節ごとに主なものを説明いたします。1節報酬費から4節共済

費は、職員5名分の人件費と嘱託職員2名分の人件費であります。次のページ9節支所分を含む旅費を飛ばしまして、11節需用費118万7千円は、住民基本台帳関係実例追録代ほか、各種証明書用紙購入費等であります。12節、13節、14節を飛ばしまして19節負担金補助及び交付金の15万3千円は、人権擁護委員協議会及び川内支局管内戸籍事務協議会負担金であります。次に、55ページをお開きください。3款1項4目国民年金費であります。本年度予算額は1,416万8千円であり、前年比122万2千円の減額であります。減額の主なものは、人事異動に伴う給料と手当の減額によるものです。2節給料から4節共済費は、職員2名分の人件費であります。9節旅費から12節役務費までの合計27万8千円が事務経費であります。次に、64ページをお願いいたします。4款1項保健衛生費4目環境衛生費であります。本年度予算額は4,778万3千円で前年比559万3千円の増額であります。増額の主なものは、浄化槽設置整備事業費の増によるものと、25年度においてごみ減量化への取り組みとしてダンボールコンポスト普及実証事業を行うための増額であります。1節報酬183万4千円は、環境審議会委員14人分の委員報酬と、不法投棄等指導・監視嘱託員1名の報酬であります。4節共済費、7節賃金は、嘱託職員と臨時職員の人件費であります。臨時職員1名につきましては、国の重点分野雇用創造事業を活用して不法投棄パトロール、不法投棄廃棄物の収集等を主とした業務を充実させることとしております。9節旅費を飛ばしまして、11節需用費にダンボールコンポスト普及実証事業として、ダンボール及び資材500世帯分130万円を計上いたしました。この取り組みは、家庭から出る生ごみを容易に減少し、堆肥化させることができるもので、市内の自治会単位並びに団体に広報等により募集をかけて、参加自治会にきちんとした取り扱いの説明会を行ったうえで実証していただき、ごみの減量実績結果を記録してもらい、ごみ減量化につなげていきたいと考えているところであります。次に、12節役務費50万7千円は、6共同水道において実施する50項目の水質検査料31万5千円が主なものであります。13節委託料26万5千円は、潮見ヶ丘墓地の浄化槽管理業務と清掃業務委託料及び折口墓地立木伐採委託で以下説明欄のとおりであります。14節使用料及び賃借料106万円は海岸漂着物回収のための重機借り上げ料が主なものであります。16節を飛ばしまして、19節負担金補助及び交付金4,043万4千円は、小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金として5人槽90基、7人槽20基、10人槽2基の計112基と単独浄化槽の撤去10基分、計122基分が主なものであります。前年度当初より5人槽を10基分増額しました。また、共同水道施設の緊急不測の災害等に備えて予算措置をいたしました。次に、5目公害対策費111万3千円の主なものは、13節委託料109万8千円で、新しく2河川、2ヶ所ふやしまして、市内の19河川、25カ所を5項目の水質検査業務委託と県の事務権限移譲に伴う自動車騒音常時監視調査業務を実施するものであります。次に、66ページをお願いいたします。7目葬斎場管理費は1,717万7千円で、前年比33万7千円の減額であります。減額の理由としましては、葬斎場施設修繕料見込みの減によるものであります。11節需用費153万7千円の主なものは、火葬炉設備修繕のほか、突発的な故障等に対しそのほか補修費として計上しました。12節役務費は建物総合共済であり、13節委託料1,515万円は指定管理者による葬斎場の管理業務委託料であります。15節工事請負費31万円は洋式トイレに切りかえるためのものであります。次に4款2項2目清掃総務費313万2千円であります。9節旅費、11節需用費を飛ばしまして、19節負担金補助及び交付金の311万8千円は、循環型社会形成推進助成金として、資源ごみの売り上げの

一部を各区の衛生自治会に対し均等割額として1区当たり1万円、残りを衛生自治会戸数割として助成する281万8千円と、生ごみ処理器の購入助成として、電動生ごみ器、生ごみ処理器と水切り容器の3種類30万円を購入助成するものです。なお、本年度もあらゆる機会を通じてごみ減量化対策として、積極的に推進していきたいと考えているところでもあります。次に、2目塵芥処理費2億2,111万4千円であります。前年比650万1千円の増額であります。増額の主なものは、北薩広域行政事務組合への負担比率の変更に伴うものであります。8節報償費324万円は分別収集の指導立会いなどしていただく環境美化推進員に対する謝金で、月額2,500円の108人分であります。11節需用費931万7千円は、8種類の市の指定ごみ袋、約92万3千枚分の購入費が主なものであります。12節役務費を飛ばしまして、13節委託料6,690万1千円は説明欄にありますように、家庭ごみ収集運搬業務のほか6件の業務委託費であります。次のページになります。19節負担金補助及び交付金1億4,164万9千円は、北薩広域行政事務組合に対する負担金であります。内訳としまして、じんかい処理費が1億2,150万4千円で前年度比4.27%、519万4千円の増となり、先の12月議会において負担金割合の規約変更議決をいただいたところですが、均等割、人口割、実績割の負担割合を改正したことによるものであります。なお、実績割合は前年度の処理実績となっていたものを当初予算に反映させるために、確定している前々年度の処理実績に改めたところでもあります。同じく、リサイクル処理費が2,014万5千円で前年度比2.7%56万円の増額であります。次に、3目し尿処理費5,223万8千円につきましても、北薩広域行政事務組合に対する負担金であります。し尿処理費は前年度比273万3千円の減額となります。主な理由としまして、し尿処理施設整備事業費が前年度より減額されたものと、起債償還は昨年度終了しておりますが、交付税措置分は平成28年度まで続くことにより負担金は減額となります。

以上で歳出分の説明を終わりますが、次に歳入予算について御説明いたします。18ページをお開きください。18ページです。中ほどの12款1項3目衛生使用料予算額155万4千円のうち市民環境課所管分は墓地等占用料と葬斎場の使用料154万円が主なもので、市外居住者、市内居住者、その他計375件を見込み計上したものであります。次に19ページ、下の欄、12款2項1目総務手数料の3節戸籍住民基本台帳手数料1,114万5千円は、戸籍謄・抄本を初め、印鑑証明及び住民票等の手数料で本庁分982万8千円、三笠支所115万1千円、大川出張所16万6千円であります。次に、20ページをお願いいたします。一番上の欄、3目衛生手数料1,709万5千円のうち2節清掃手数料1,613万5千円は、8種類の市の指定ごみ袋92万2千枚の交付を見込む一般廃棄物処理手数料であります。次に、21ページをお願いいたします。13款2項3目衛生費国庫補助金1,641万1千円のうち、市民環境課分は小型合併処理浄化槽設置整備事業費1,318万3千円あります。歳出で説明しましたように5人槽90基、7人槽20基、10人槽2基と単独浄化槽撤去10基の計122基分に係る3分の1の補助金であります。次に、22ページをお願いいたします。13款3項1目総務費委託金27万9千円は、自衛官募集事務及び中長期在留者住居地届出等事務費で、外国人登録事務に係る国からの委託金であります。次に、2目民生費委託金1節社会福祉費委託金430万9千円は、年金等の事務に係る国民年金事務費交付金であります。次に、24ページをお願いいたします。24ページです。14款2項3目衛生費県補助金1,212万1千円のうち、市民環境課分は説明欄にあります小型合併処理浄化槽設置と単独浄化槽撤去を含む122基分に係る県の補助金1,084万2千円

であります。次に、25ページをお願いいたします。14款3項1目総務費委託金4,074万5千円のうち1節総務管理費委託金は、住民基本台帳カード発行事務に係る事務経費2万1千円が入っております。3節戸籍住民基本台帳費委託金31万4千円は、人口動態調査事務費が3万2千円、人権の花運動交付金5万円、旅券発行事務権限移譲交付金の23万2千円であります。次に26ページをお願いいたします。一番上の欄、3目衛生費委託金53万8千円は権限移譲交付金で、鹿児島県ウミガメ保護条例に係るもののほか浄化槽設置等の届出受理、維持管理指導等、浄化槽法に関する事務の権限移譲交付金が主なものであります。次に30ページをお願いいたします。19款5項4目20節の雑入のうち、説明欄の一番下の項目で、資源ごみ有価物売払代455万6千円ありますが、これはアルミ・スチール缶及び段ボール・新聞等のほかトレイ、ペットボトル、計6品目を見込み計上したものであります。次に31ページをお願いいたします。一番下で20款1項3目衛生債1,810万円ありますが、市民環境課分は122基の小型合併処理浄化槽設置事業補助の財源として、国・県の補助金を除く残額を県の市町村振興資金を活用し、充当率90%で1,430万円を借り入れるものです。

次に、三笠支所・大川出張所分について、歳出から御説明いたします。40ページをお開きください。2款1項9目支所及び出張所費428万4千円のうち三笠支所分が211万9千円、大川出張所分が216万5千円であります。内訳としまして、1節報酬と4節共済費が嘱託職員としてそれぞれ1名ずつ採用する職員の人件費です。11節需用費14万7千円のうち三笠支所分7万4千円、大川出張所分は7万3千円で、一般事務用品、灯油代、校区行事への祝い品代です。12節役務費14万2千円は主に電話料であり、三笠支所8万2千円、大川出張所分6万円であります。18節備品購入費は大川出張所に住宅地図を購入予定にしております。

次に歳入につきましては、19ページをお開きください。先ほど説明しましたとおり一番下の欄、12款2項1目3節の戸籍住民基本台帳手数料で、三笠支所分115万1千円、大川出張所分16万6千円あります。以上で平成25年度一般会計予算の説明を終わりますが、答弁につきましては、私並びに担当係長より答弁させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

予算特別委員長（牟田学委員）

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

出口徹裕委員

64ページ、4款1項4目11節ですね、段ボールコンポスト、これだったと思うんですけど、それに減らしていこうということで、定着していこうという意味でだと思うんですが、昨年委員会が開催されて、ごみ減量化のですね。その中でこういう事業をたぶんやってみようということもあったと思うんですけども、何パーセントぐらい減らそうという目的で取り組んでいかれるのか、そこをちょっと教えていただきたいんですが。

松永市民環境課長

ただいま段ボールコンポストの件について質問がありましたが、お答えをしたいと思います。この段ボールコンポストの実証事業ということにつきましては、昨年、ごみ減量推進協議会を立ち上げまして、その中で協議しながら一番身近なことでやってみようというのが始まったところなんですけど、何パーセント減らそうかという最終的な全体の目標はですね、まだ決めてはいないところです。全体の事業の中の排出量の何パーセントをとということまでは実際にいってないところです。

出口徹裕委員

聞いた話でいきますと出水なんかはある程度目標を立ててやるような形をとっていくような、目標自体はある程度決めてやるという話を聞いてはいるんですけども、そうするとやれただけでいいという意味合いでいるのか。やはり、できることでやるのは、できる範囲で減らす気持ちでやろうというより、やはり目標を立てていかないと、幾らこんなことを、例えば段ボールをやってもできなかつたからしょうがないよねじゃあやっぱりちょっと困る。それは最終的に処分費にですよ、また負担割合とかにも、例えば出水が50%減らしましたと、阿久根はできたひこで、できなかつたらもうそれはしょうがなかつたとなれば、その負担も変わってくるわけですね。ある程度、やはり1年あったわけですから、何でそこが、これに関連してですけど、1年何を話されてたのかなと不思議です。

松永市民環境課長

おっしゃられるように、最終的に何パーセント減らそうというのが一番目標だったんですが、いろんな、4回会を開く中で、まず阿久根の実態を検証したり、それから2回目、3回目、そして最終的にはいろんな委員から提案はいただきました。例えばですね、家庭部門から出ると事業所分に係る部分で分けてやっぱり対策を練ったほうがいいということも出ました。それから家庭部門でも、特に生ごみの処理がやっぱり排出量の量に関係する関係で、そういうのも皆さんから出されたわけです。最終的に何割という結論まではですね、至らなかつたところなんですけど、25年度において私どもと委員等でというか、地域にですね、入って、とにかく勉強会、そういうのを開いて、それで皆さんにごみ減量化を訴えていきたいと。そういうようなことですね、大まかになんですけど、一つは家庭から出る部分の生ごみの水切りの徹底、それからたい肥化、そういうのとごみの分別とかですね、それら資源ごみの収集体制、そういうのば改善していこうという案も出てはいたところなんです。それから事業所部分も、事業所に対してやっぱり事業所の協力体制が必要だということで、そこも踏み込んで25年度でやっていこうという結論と言いますか、そういうのになつたところがあります。以上です。

出口徹裕委員

当初予算の話なので、去年のことが協議会がどうこうという話を今するところじゃないのかもしれないので、そこはちょっと話をしませんけれども、ある程度はやはりやっていこうという協議会をつくったわけですから、もうちょっと方向性を。そのあれとして段ボールコンポストが出てきたというのは理解します。だけど何かちょっと残念だなという気がしますよね。というのは最終的には処分場自体にもかかわってくることで、やっぱりもうちょっと減らすっていう認識をして、ただつくってますよ、取り組んでいきましょうよって言うだけ、ただ単なる会で終わってもちょうと残念だなという気がするんで、協議会がことしもありますし、その中でですね、もうちょっと詰めて、やはりよその関連する自治体ですよ、そこの調整というか、よそがやったらそれぐらいはできるだろうというぐらいのですね、やはり気持ちを持ってですね、やっていただきたいなど。手始めに段ボールですというのは理解はします。この件はいいです。

次なんですけど、65ページ、4款1項5目13節なんですけども、水質検査業務なんですけど。すいません、これは私の認識不足かもしれませんが、結果というのは毎年どこに出ていますか。

松永市民環境課長

本来は公表するようになっているところなんですけど、申しわけありませんが、ホームページ等に今出してない状況です。ですから、今後はホームページ上にきちっ

と載せて、どこの河川の検査結果を出すようにしたいというふうに思っております。

出口徹裕委員

ですよね。確か年間で出すようになって、資料としてただ持つただけだと、これ調べてるだけでなんか問題があったときに、そのあとに川をきれいにしましようと言っても始まらないわけですよ、こういうのは。せっかく調べてるんであれば、毎年の経年変化をきちんと載せて、だんだん汚れてきてますよねと。例えば河川によっては基準値を超えているところが、あるかないかは知らないですよ。あればそこはやっぱり重点的に取り組んでいきましょうねというのを、やはりそこはこのいろいろ基準がありますけど、4種類かそんぐらいありますよね。それはやはりやっていかないと、汚れてしまってからではどうしても取り組みはないわけですよ。最近臭くなってきましたと、だから、そこらはお金払ってやってるんですから、国であれば、例えば川内川とかだったら月に1回出しますよね。月に1回出さなくても年に1回でいいのであれば、やはりちゃんと出していただかないと、ただ調べてました、問題が起きてからそういえば何年前から汚れてました、もう手に負えません。それじゃあちょっと困るんじゃないのかなと。ぜひホームページ等に載せて住民の方にもですね、徹底していただくようにですね、呼びかけ等をお願いしたいと思います。以上です。

予算特別委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

中面幸人委員

先ほどの1番議員と同じ、4款1項4目8節のですね、ごみ減量推進協議会の件でございますが、先ほど1番議員も言われましたけれどもですね、すでに出水市はですね、2年間で、去年からですから、2年間で40%という減量目標を決めてやってるわけですね。やはりここ2市1町、北薩広域行政がやってますよね。環境センター等の問題もありましてですね、やはり2市1町ですね、やっぱり同時に同じような目標を持ってですね、取り組まないことにはですね、今、この間の全協のほうでも市長のほうからですね、新しい新焼却処分場の建設工事の問題も話もされまして、それも広域行政のほうでは進めていると思うんでありますけれどもですね、これに対してもやはり30年度までにはもう完成できないと。あと1年ずれ込むような話もされておりますけれども、その中でですね、北薩広域行政の理事長もですね、例えば新焼却処分場の、いわばプラントの規格等もですね、やはりこのごみ減量大作戦の成果を見て、実績を見てそういう規模も決めていこうという話もされてるわけなんですよね。だから2市1町のうち出水市はすでに2年間で、いわばことしですよ、2年目。ことしで40%という目標をもってされてると。ところが、長島町はちょっとわかりませんが、阿久根の場合はまだ、こういう今課長の話をされた状態で進捗状況ということでございますけれども、これでですね、やっぱり大きい今度事業を掲げてるわけですから、広域としてはですね、やはり2市1町が足並みを揃えなければならないと思うんですけれども、これはちょっとやっぱり、私はもう少し何か積極的にですね、やらないと、やはりこれは委員の方が何名いらっしゃるわけですけど、やっぱりこれは執行部側がですね、ぴしゃっとした音頭をとっていかないと進まないと思うんですよ。その辺は今後どのように考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

松永市民環境課長

今、同じような御意見をいただきましたけど、段ボールコンポストの今回実証をやるわけですが、数値等についてはですね、ちょっと予定なんですけど、掲げてはあ

るところなんです。例えば500世帯で行った場合に1日に大体1家族、1世帯で500グラム出るとしまして500世帯で3カ月、これ段ボールコンポスト実証するんですけど、3カ月で大体22トンぐらい減るだろうという予想を立てて、3カ月過ぎたら終わりなんですけど、それからあとまた引き続きせつかく3カ月したものをばそれでやめるとなればまた元にかえりますから、それをまた引き続き実証していただきたいということをお願いをするところなんですけど、それを1年続けていただければ500世帯で約90トンぐらいは減るといって、試算的には立てているところなんです。これの事業も3年間やろうかというふうに思っておりますので、来年、再来年どうなるかはわかりませんが、さらにこの問題を皆さんに浸透させて減量化ということで、数値的に見えてこれればなというふうに考えてはいるところなんです。以上です。

中面幸人委員

私は広域の議員もやっておりますので、今、その新焼却処分場の問題が一番大きいんですよ。だから、例えばごみを減量化することによって、今あるのを例えば1日焼却の処分の能力が1日60トンとすれば2基とかいうことになっているわけですけども、これがごみ減量をすればですね、当然ちっちゃい規格でいいと思うんですよ。それですね、やっぱりある程度各自治体がですね、減量を目標持って、それが4年か5年と遅いんだと私は思いますよ。もう31年度には完成という今計画になっているわけですから、そのためにはもう少し早くですね、やっぱり協議会ですね、減量に早く取り組まなければならないと私は思っておりますので、これ以上今ここで話をしてもですから、やはり2市1町ですね、たぶん単自治体ばかりでなく、2市1町での広域での推進協議会もありますよね。その中でいい取り組みしてるですね、やっぱり自治体のほうを勉強しながらですね、お互いに2市1町でやっぱり取り組むべきだと思いますので、ぜひこれはですね、早急にですね、やはり目標を持って、減量の目標を持って、そうすることによって新しい新焼却処分場のですね、規格等も決まってくるわけですから、ぜひこれはやはり執行部側がですね、積極的に取り組む必要があると思いますので、そういうふうに要望してこの件についてはそれでいいです。

それと次にですね、同じく4款1項4目の今度は1節のほうの報酬のほうでございましてけれども、今度は嘱託員等報酬ということで、不法投棄等の指導・監視嘱託員というのがあがっておりますけれども、この嘱託員という人はどんな方がされるのかですね。それとどういうことを指導していくのか、監視活動をしていくのかですね、その辺ちょっと具体的に。というのはですね、前回の議会報告会でもですね、地区、地区でも不法投棄が多いという話が出てるわけですね。だから早急にやっぱりこれも取り組まなきゃならないと、そういう意味でたぶんこうして計画されていると思うんですけど、その辺の取り組みをどういうふうに考えていらっしゃるのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

大田市民環境課長補佐

今の御指摘の件なんですけど、市内をですね、大体北部、市街地、山手のほうと南部と、大体3地区、4地区に分けてましてですね、重点的に回っていただいて、不法投棄の場所があったらですね、市に連絡をしていただくとかですね、軽微な、弁当ガラ等々のそういう軽微な物があったら搬出をしていただいて、たまった段階で週に何回かは環境センターに搬入をしていただくと、そういう作業をやっていると思います。

松永市民環境課長

それからですね、ずっと、皆さんもわかると思うんですが看板等が立ってるんです、不法投棄。長く立っている分はまた新しいのと取りかえをしたりというところもやっております。当然回収もしたり、簡単なのは回収、タイヤとか単品である部分は回収したりしています。あと看板をきちっとまたかえて、立てかえるというそういう業務も含めてやっているところです。

中面幸人委員

例えばですね、市内各地をパトロールして、捨てる箇所というのは大体わかりますよね。そういうところの把握はされていらっしゃるんですか。

松永市民環境課長

重点地区というか、そういうところの箇所が何カ所というふうなところがありますので、そこは特に必ずパトロールの箇所には指定して回っております。例えば去年ですかね、高松ダムとか、そういうところもですね、新しいところの市民からの情報もありまして、そういうところも確認に行つて回収をすると、そういうところもやっているところです。

中面幸人委員

特にですね、議会報告会でもですね、例えば折口大辺志線とかですね、例えば広域農道から田代に向かう旧道辺あたりとかですね、車の人通り、車通りが少ないところがよく捨てられているという話であるんですけどもですね、私は、確かに看板を掲げてですね、そういう注意を促すというのも大事だと思うんですけども、果たしてそれだけで減るのかなという気がいたします。だからもっとなんかの方法をですね、本当に何か罰則するか、ほんとに強化してですよ、この中にこうして予算組んでるんですけども、実際ですね、今、課長としてこういう取り組みをしてみが減っているのかふえてるのか、そういう判断はどういうふうに感じていらっしゃるんですか。

松永市民環境課長

全体のごみの量でいきますと家庭系は若干ふえています。事業系のほうがちょっと減っているという現状であります。

中面幸人委員

私が言うのはそういう不法投棄している箇所ですね、そういうところが、例えばこうしてパトロールや監視人が監視とかされるわけでしょう。ですね。例えば、こういうパトロールして、1名ですよ。こういう形で今やっとして、実際そういう不法投棄が減ってるのかということです。はっきり言えば看板立てたりとか、一人こうして見回っても何らの改善がなければ意味がないんじゃないですか。それやればもっと何か考えなければならぬんじゃないですか。

大田市民環境課長補佐

不法投棄の量というふうに質問の内容をとらえたんですけども、不法投棄の量については把握をしていません。ただ、デジカメ等々をですね、持って行って状況については記録をしているものですから、ただその不法投棄物の中に捨てた方の断定できるような、例えば電気料金の明細とかですね、そういうのがあった場合はその方が特定できたら徹底してですね、收容させていただいて自分でなおしてください等々のですね、そういう指導もですね、一緒にやっているところでもあります。ただ、110番等々でいったときには私の手を離れるものですから警察のほうが捜査をしているという、そういう内容です。そういう情報をですね、嘱託員の方からいただいて、私どもが今度は行政の職員が出て行って指導しているという。ですから今のところは罰則というのは適用してないんですけども、出した方については出

したそのまんま、その部分環境センターのほうに持って行ってくださいと、そういうお願いをしているところです。それから不法投棄の量についてはふえてるのか、へっているのかとそこの把握はしておりません。以上です。

中面幸人委員

今の話によればですね、例えば捨てた中身を見て名前が特定されたりとかで指導をされる、それは年間そういうのはどれくらいあるんですか。

大田市民環境課長補佐

私の経験では3件、4件でしょうかね。ただ、今のところは警察絡みのやつが1件あって今のところがわからないという状況ですね。そういうことで指導囑託員の方については一生懸命現場を回っていただいてですね、そういう現場の状況を把握してるところでございます。

中面幸人委員

これはもう難しい問題でですね、直接捨てるところをほら、どっかでは学校の先生が捨てていて逮捕されたところもありましたけれども、現認ですね。そういうのが一番ですけどね、せっかくこうしてやっぱり予算組みするんですから、効率が上がるやっぱり取り組みですね。今後やっぱりそういうことを考えながらですね、不法投棄が少なくなるようにですね、ぜひまた工夫をしていただきたいと思います。はい、以上で終わります。

予算特別委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

この際、暫時休憩します。

（休 憩 14：20 ～ 14：28）

予算特別委員長（牟田学委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ほかにありませんか。

野畑直委員

65ページの4款1項4目14節の使用料及び手数料のところですけども、海岸漂着物の重機借上料と言われましたけれども、これについてちょっと去年私も一般質問した分ですので気になって。どこを予定をされているのか教えてください。

松永市民環境課長

一応、海岸線ということで、今のところ脇本海岸、それから大川島海岸、それから飛松海岸、以上を考えているところです。海水浴というのが重点的な形です。以上です。

野畑直委員

私も去年、中津浜海岸について一般質問で市長にもお願いもしましたけれども、確かにその海水浴場を整備することは大事だと思うんですけども、やはり阿久根市の海岸線を売り物にしていくのであればですね、課長もこの前も海ガメのことで現場のほうにも行ってもらったと思うんですけども、そういうことからしてもですね、やはりあの状況を見たときにする必要があるのではないかと考えますけれども、私の一般質問に対して課長はそのような進言は予算に対してなされなかったのかお伺いいたします。

松永市民環境課長

確かに中津浜海岸についての話もあったんですけど、今、答弁したように海水浴ということの地域ということば重点に選定したところです。

野畑直委員

今度の予算ですから入っていなければ入っていないで仕方ないんですけども、今後のことも考えつつそういう方向で考えていってもらいたいと思います。

それからもう1点、4款1項5目13節のですね、河川の水質検査についてですけども、今、課長の説明では19河川、25カ所、5項目をやると。例年、この検査については冬場の2月ごろに行われていると思うんですけども、私もこれについても質問しましたけれども、大腸菌等の項目も入っているみたいですけども、冬場はどうしてもそういう菌類の発生というのは抑えられると思うし、そしてまた河川を2河川ふやしてということですけども、用水取り入れ等にですね、夏場に使うことも多いので、私は夏場の検査が必要なのではないかと去年言ったんですけど、その考え方はどうなってますかね。

松永市民環境課長

確かに去年の、昨年の本会議でも質問があったんですが、ことしですね、2月に24年度も一応調査をしたところです。今後そういう時期をずらしたほうがいいんじゃないかというふうに御質問があればですね、また課内で検討したいと思います。時期については。

野畑直委員

そういう要望がじゃなくて、そういう要望が去年一般質問でしてるわけだから、そういうことじゃなくてですね、私が言ってるのは2月ごろしなければいけない理由はなんですか、そしたら。

松永市民環境課長

理由はないんですけど、係の業務の流れとしてしたところです。実施をしたところです。

野畑直委員

去年一般質問して、そしてまた考え方も私は述べたつもりでしたけれども、今も言うようにですね、水田耕作等について用水取り入れをやるんだから、私は2月ごろする意味は全くないと思いますよ。ですから、課長がどうしても流れでとか、そういう例年やってるからじゃなくて、先ほど一番議員の質問でもありましたけれども、ホームページにデータ等も載せない、いつ、どこで、何をやってるのかもわからない。予算だけをとってですよ、必要とあらば2月がどうしても必要なのであれば2月でもいいんですよ。しかしながら、そういう我々が今言っている考え方があれば夏場に1回、冬場に1回やりますというようなことを強く言えるような2月であつたらそれでいいんですけども。私は何回も言いますが、2月にする意味というのは全くないと思いますよ。しかもですよ、予算も3月いっぱいいろいろしなければいけない、締めないといけない時期ですよ。そんな遅くやる必要はまったくないと思う。だから、去年質問したにもかかわらず、そういう考えがあれば検討しますなんて甚だおかしいと思いますけれども、どうですか。

松永市民環境課長

25年度で改善したいと思います。

野畑直委員

25年度で改善して検査時期を早めて夏場にするという考えでいいんですか。

松永市民環境課長

はい、そういうことです。

[野畑直委員「了解しました。」と呼ぶ]

[山田勝委員「委員長、関連です。」と呼ぶ]

山田勝委員

今ね、野畑委員が海岸浮遊物の除去についてね、ずっと考えとったんだけどね、海水浴場の汚れの始末はね、当然あんたのところじゃないでしょう。商工観光課がすべきの話であって、例えば今、私、市民環境課でどこの海岸の浮遊物を除去するのかなと考えていましたよ。ところが海水浴場ののをするというから、海水浴場ののは別に市民環境課がせんで観光課がしてよかいよねと、こう思いながらですよ。だから、今、例えば赤瀬川海岸に、赤瀬川の中津浜海岸にね、浮遊物がでてきたらどうするのかといったときには、それは環境衛生上です、当然あんたのところではせないかんですよ。例えば折口海岸に仮にそういうね、浮遊物が出てきたときにはせないかんですよ。だから、海水浴場をするという考え方がね、そもそもおかしいと思う。海岸に浮遊物がでてきたときには私のところで責任をもってやりますから、どうぞお知らせくださいって言えばね、何にも次の質問は出てきません。どうですか。

松永市民環境課長

海水浴場というのに限定というわけじゃないんですが、その景観というか、そういうことで脇本海水浴場と大川島というふうに変定したところですよ。以上です。

山田勝委員

失礼だけど、あんとところは市民環境課ですよ。阿久根市内の環境保全に努めてるところです。きれいにせないかん、不衛生なところはなくせないかん立場でやられるわけでしょう。なら今、出口議員がよく言われるね、愛宕川のアソコもね、環境衛生上非常に悪いから一緒に処理してもいいところなんです。アソコは嵐のたんびにひっつかってですね、うつつまるところなんです。アソコも本来であればあんとところでやらないかん話で、景観上、衛生上。そういうところはね、市内に何箇所かありますけれどもね、そういうところはあなたの責任を持ってやらないと何も景観上海水浴場をやる必要はないでしょう、お宅で。何か勘違いしてませんか。

松永市民環境課長

環境上、景観上という、確かに使命もありますので、予算的なのも当然緊急な災害とかあった場合には予算等も伴いますし、ボランティアで済まないところもありますので、十分そこあたりは課としても、市としても状況を見極めてしたいと思います。

山田勝委員

どうせね、お金が足りないときにはね、重機借上料とかなんとかなんですからね、補正を組んででもいいし、専決処分でもいいんですよ、緊急の場合は。だから、考え方がですね、観光上、海水浴場のだけしますよというところではないんですよ、お宅の課は。そういうことで、市内の海岸線にそういうことがあったらどこでも対応しますよ、どうぞおっしゃってくださいという体制でしないと、あとどこにほんなら言っていないんですか。そういう気持ちでね、受けとめてくださいよ、海水浴場じゃなくて。わかりましたか。

野畑直委員

今、山田委員のほうからも話がありましたけれども、私は阿久根の海岸線というのはですね、海水浴場ばかりが海岸線じゃなくて、漂着物というのは一緒だと思うんですよ。去年、課長にも連絡して海ガメも死んで、片づけてもらいましたよ。

そして今ですね、中津浜海岸には今度はイルカが漂着してます。恐らく御存じないと思いますけれども。ちょうど私が海に行っているときにそのイルカがですね、海岸線に上がってきて、私が一人で助けようとしたけれども2メートルちょっとくらいあって、ものすごく大きくて、ちょっと冷たかったけど一応私も裸足になって行ったんだけど、助けることはできなかつたんですよ。そうしてそのイルカがですね、漂着してます。だから、市民環境課、衛生を守る面でもですね、2月の初めだったら1カ月ちょっとになって、まだ漂着してますけれども。やはりそういうことでもありますね、漂着物というの一番、木切れだけじゃなくて、また見てください。見て勉強して、果たしてその海水浴場だけでいいのか、予算はないから今回は無理と言われますけれども、よく見て必要があればまた補正でも組んでする必要がありますというふうに考えればまた変わってくるかもしれませんので、それだけは報告しておきます。

予算特別委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

石澤正彰委員

課長、ちょっとお尋ねしたいんですが、65ページの19節かな。小型合併処理浄化槽設置整備事業の関連なんですけど、以前、折口ニュータウンでですね、集中浄化槽で戸別浄化の許可をしなかった時期がありましたよね。今はどうなってますか。

松永市民環境課長

昨年ですね、3人の方が浄化槽の申請をされたところなんですけど、今、折口ニュータウンの住民の方と、それからくみあい開発と色々な協議をやっておりますので、その協議の結果でまた状況が変わりますので、今、保留させてくださいということで今説明をしているところです。

石澤正彰委員

課長、ということは今許可はしてないということやね。

松永市民環境課長

はい、今保留という形で了解してもらっております。

[石澤委員「はい、了解しました。」と呼ぶ]

予算特別委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

山田勝委員

今、石澤委員が言われたので私も関連がありますのでね、したいんですけど、今、それはどうなってるの、課長。折口ニュータウンの浄化槽は、合併浄化槽は、共同の。

松永市民環境課長

折口ニュータウンの質問なんですけど、折口ニュータウンの浄化槽に関しましてはですね、ことしの12月までに管理組合を結成して住民の方が業務を引き継ぐか、また戸別浄化槽に切りかえるかの結論を出すことになっております。ですから、その団地内の世話人及びその役員がいらっしゃるんですが、その役員と設置者のくみあい開発と今お互いに疑問点、課題、いろいろあるものですから、まだ合意に至ってない状況のところなんです。ですので、今後、団地内の住民の意向も踏まえながら合意に至るまで協議を重ねていきたいというふうに思っているところです。

山田勝委員

この問題がね、発生してからね、実はあなたの今言われる一歩も前に進展してないのよね。理由はどういう理由かわからん、一歩も進展しない。ですから、先日、

2月だったですかね、2月、団地で集会があって、その場所で何遍寄り方をしてもですね、寄っても1歩も進展しないじゃないか。この次はくみあい開発も阿久根市にもきてもらって、議員の方にもきてもらって、一緒に話をしてくださいということで、みんな手をたたいて、それで進んでいるはずなんです、あなたのところには何も言ってきてないんですか。

松永市民環境課長

私ども課としても折口ニュータウンの役員の方とはですね、何回も協議を重ねて、またくみあい開発とも協議を重ねて、どうしたほうがいいのか協議を重ねて今いるところなんです。いろんな住民の方の質問もありますので、こういう状況では引き取れないとかいう状況を今、いろんな議論をやりとりしているところなんです。そういうのをきちっと整理してまた結論に結びつけたいというふうに思っているところです。なかなかよかがというような言い方はですね、なかなか住民の方も納得されませんので、なんかのまた形で合意に至るまで協議したいと思います。

山田勝委員

私はね、皆さん全員よくわかっていただくためによかったと思いますよ、これは。これはなかなか難しいんですよ。くみあい開発と阿久根市も開発協定を結んでいながらね、途中で合併浄化槽をね、許可して阿久根市も出してるんですから。でしょう、同地区内に。だからした人とせん人とおる。結局、合併浄化槽の補助金のもらってつくった人は一抜けたですよ。私たちは関係ありませんよ、こんな無責任な話はないですよ。一番無責任は行政側である阿久根市ですよ。開発協定を結んでいながら、結局こんなもめる原因をつくったのは阿久根市ですよ。どこのだれがしたかわからん。それをだれも責められない。どうするかって、阿久根市が中に入ってますね、阿久根市がちゃんと行政指導してせん限り解決しません。皆さん、こんな話をしたこともない、事務をしたこともない地区住民がですよ、できるはずがないんだから。お互いに言いたい放題言う。私はここの会社に勤めてるから私がほんなら土質検査をしましょう。私の会社が私がこうこういう家は私が頼んでどういう検査をしましょうって。そんな話をしてる中でですね、絶対進まないです。ですから、私はあなた方がね、率先して行って、軌道に乗るまでは指導してあげない限りどうもできませんよって言ったはずですよ。何か言われればびびって引っ込んでしまう。私は当然ね、阿久根市が金を払わないかん時期は払わないかんと、補助を出さないかんと時には出さないかんとしますよ。そこには合併浄化槽のね、阿久根市の出し分はゼロなんだから、違いますか。浄化槽に関する、あの中央の浄化槽に対する補助金は阿久根市は幾らか出していますか。

松永市民環境課長

団地内の集合の住宅の今建設している部分はすべてくみあい開発がつくってしたものですから、阿久根市としては費用は一切出していないと。

山田勝委員

そういうことでしょう。それとね、私が腹に据えかねるのは行政機関とか方々がですね、あそこはくみあい開発が^{ぜん}銭儲けのためにしとうもんで、なひけうんどがせないかんとなどというくだらない話をしている人がおりますよ。あそこにくみあい開発がやってくれたおかげでね、人口もふえました。ねえ、人口もふえましたよ。地方交付税の基準需要額も上がりました、でしょう。かなりのね、ウエイトは一つの集落ですよ。あそこを全部つくったらね、150~60戸、それ以上のね、戸数があるんですよ。そこが全般埋められるようにね、安い土地を埋められるような状況

をつくってやらないかんですよ。そのためには今3,800円も4千円もある浄化槽の管理費をね、月やっぱり3千円以下、2千円から3千円の間でおさまるような状況をつくってやらんことには、あそこはうまくいきませんよ。だれがするんですか。汚水処理というのはね、行政の仕事の一つですよ。わかってるでしょう。行政の仕事の一つですからね、だからこれはね、あなたたちが積極的に行ってやらない限り、絶対解決つきません。

大田市民環境課長補佐

課長の説明に補足して説明させていただきましますけれども、今流れとしてですね、2月の上旬にニュータウンの話し合いをされたそうです。その中でですね、去年だったんですけれども、資料をくみあい開発のほうからいただいているんですけれども、その資料の内容は表現的に今の浄化槽では大丈夫だろうというような文言でうたってあったんだそうです。そうじゃなくて、数字で今のくみあい開発さんがつくった浄化槽があと何年ぐらいいつのか、それとニュータウン内に埋めてある管、送・排水路の管がですね、幾らぐらいのお金が必要なのかという、そういう数字的なものをですね、出してくださいということでニュータウンの話し合いがなったんだそうです。それをこの前3人の方々から受けたものですから、急きょくみあい開発さんと連絡をとって三者でですね、当然、私も課長も入ったんですけれども、その中でまなくみあい開発さんのほうに今の浄化槽に絡んでどれだけの費用があったら何年スパンでもっていけるのか。今、山田議員が言われたとおり3,850円というのはあるんですけれども、それを当初幾らぐらいいついたら大丈夫なのか、そういう数字的な資料が欲しいということで今くみあい開発さんのほうに問題を投げかけているところであります。その数字を見てですね、また再度ニュータウンの方々に説明をしてですね、当然、高齢な方においては今のくみあい開発さんの浄化槽を使いたいというのが本音みたいですが、ただ、若い方については先が見えないんであったら今のうちに個人設置を買いたいということでですね、非常に山田議員の言われるように難しい問題ではあるんですけれども、今私なんか動いているのはいかにして住民の方々の納得のされる資料をですね、くみあい開発さんのほうに求めているか、そこでございます。以上です。

山田勝委員

ちょっとごめんね、時間かかるけど。いや、くみあい開発がね、くみあい開発が資料を出して、くみあい開発が納得するんじゃないですよ。住民がですね、住民が納得するので資料をいただいてあなた方も一緒に検討してですね、これならいけますよという、あんたたちも一緒に納得する資料でないよ。ふとんこっであなたの話をしとったら住民の納得するのならじゃないですよ。一緒になってやらないとだめだということ、阿久根市で発生したことだから阿久根市も一緒になって解決しなければなりませんよと、くみあい開発と住民との問題ですよとゆていっちょんなど言うじゃないですか。自分たちの問題として一緒にとらえて解決してくださいって。

松永市民環境課長

それは私なんか一生懸命住民の側に立って協議はしていますので。

山田勝委員

ですからね、そういうことでやってくださいよ。

大田市民環境課長補佐

今の山田議員の御質問はいかにも行政が入っていないように聞こえたんですけれども、当然、今回もですね、くみあい開発さんからの資料は真っ先に行政に入ってくるようになっております。協議をしながらですね、この資料でいいのかどうか検

討を加えながらですね、それをまたニュータウンの世話役代表の方々ともですね、協議をしながら、またそのあとニュータウンのほうにですね、住民説明会と言いますか、そういうふうにもっていきたいというふうに考えておりますので、その辺はよろしく御理解ください。

山田勝委員

そういう説明をすればいいですよ。あなたがね、あなたたちがね、くみあい開発の資料を住民が納得するかしないかという話をするから。でしょう。そんな話をするから一緒になってなんでやらないんですか、あなたたちが中心になってやらないと、この問題は解決つきませんよと。市が一緒になって解決すればね、市が一緒になって前面に出てやればね、負担は同じですよ、負担するのは、住民が負担するのは。でも住民は安心してまかせますよ。

大田市民環境課長補佐

再度説明しますけれども。

[山田勝委員「わかったてゆわよ。」と呼ぶ]

市が逃げてということはございませんので。すべて市を経由してニュータウンから市、くみあい開発、市、ニュータウン、やっておりますので、御理解をよろしくお願いします。

[発言する者あり]

山田勝委員

担当課がですね、中にちゃんと入って、責任をもって進めてください。あなた方の今の話を聞いて安心しました。そうしないとね、地域住民は非常に不安ですよ。だから、市は何もしてくれない、ないも何にもしてくれないということになるんですよ。そういうふうに通ります。阿久根市が責任をもって今後解決するという事でマイクでおめて回りますから大丈夫です。終わり。

予算特別委員長（牟田学委員）

よろしいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第30号中 市民環境課所管の事項についての審査を一時中止いたします。

(市民環境課退出)

この際、暫時休憩します。

(休憩 14:55 ～ 15:04)

(農政課入室)

予算特別委員長（牟田学委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ここで委員の方に申し上げます。

質問は一問一答でお願いいたします。

次に、議案第30号中、農政課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について、簡潔明瞭にお願いします。

内園農政課長

3月8日の本会議におきまして、予算特別委員会に付託になりました議案第30号平成25年度阿久根市一般会計予算のうち、農政課が所管する歳入・歳出予算に

ついて、御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。予算書の69ページをお開きください。6款農林水産業費1項2目農業総務費の予算額1億1,246万6千円は、職員17名の人件費が主なものであります。次に、69ページから71ページになりますが、3目農業振興費のうち主なものについて御説明いたします。まず初めに70ページをお開きください。7節賃金153万2千円のうち141万6千円につきましては、本年度内に創設予定であります鳥獣被害防止対策事業協議会の被害防止計画に基づきまして、農作物等の被害調査や生息調査を初め、猟友会との連絡調整などの業務を行うために、有害鳥獣対策パトロール員を配置するための予算計上をいたしたところでございまして、重点分野雇用創出事業を活用する計画であります。次に、13節委託料の予算額640万5千円は、農業振興地域全体見直しに係る基礎調査業務委託料であります。これは農業振興地域の整備に関する法律第12条の2で、おおむね5年ごとに農業振興地域の見直しをするよう規定されておりまして、前回見直しから5年を経過するに至ったため、先ほどの有害鳥獣対策パトロール員の配置と同様、重点分野雇用創出事業を活用いたしまして、農業振興地域の整備計画を図ろうとするものでございます。次に、70ページから71ページに記載の19節負担金補助及び交付金が農業振興費の主なものでありますが、主要な事業といたしましては、中山間地域等直接支払制度事業以下10事業の事業費補助であります。事業内容につきましては、まず、中山間地域等直接支払制度事業につきましては、中山間地域において継続的な農業生産活動を行う農業者等に対しまして交付金を交付している制度でございしますが、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1を負担しております。次の農業・農村活性化推進施設等整備事業につきましては、農家の農業機械等の過剰投資を抑制し、農業経営の安定を図るために、農業施設及び農業機械等の導入を図る農業受託組合等に対し補助金を交付しているものでございますが、県が3分の1、市が6分の1を負担しており、県と市で2分の1を負担しているところでございます。次の農作物鳥獣害防止施設整備事業、耕作放棄地解消対策事業、ジャンボタニシ駆除対策事業、商談会展展事業につきましては、いずれも市単独事業でありまして、それぞれ事業費の2分の1を補助し、農家の経費負担の軽減や経営の安定のために助成しているものであります。これらのうち農作物鳥獣害防止施設整備事業につきましては、防護柵設置における下限面積を従来の10アールから5アールに要件緩和を見込んだ予算を計上したところでございまして、イノシシ、シカ等による農作物の被害防止策として、期待しているところでございます。ジャンボカボチャコンクール補助金は、事業主体であります三笠地域村おこし有志会に対し2万円の定額補助を行っているものであります。青年就農給付金事業につきましては、これから農業大学や農家等で研修を受ける方や研修後、新たに農業経営を開始する方に対し国が補助金を交付するものでございまして、月額12万5千円の定額補助でございまして、本事業は昨年度から国策として実施された事業でございしますが、新規就農者の育成と確保が期待されているところでございます。鳥獣被害対策実践事業につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策事業に県が追加補助を実施しているものでございまして、負担割合は国が55%で県が27.5%、合計で82.5%でございまして、ただし、地域ぐるみで侵入防止柵の設置等を直接施工される場合につきましては、上限単価を超えない限り100%補助となります。これまでは個々の農家が自己の所有する農地や農作物に限定しまして鳥獣被害対策を講じていたものでございしますが、本事業施行後は農作物への被害が大幅に改善されることが期待されるところでございます。出水地域遊休ハウス有効活用促進事業

につきましては、出水地域の2市1町とJAとで平成25年度の地域振興推進事業として事業採択要望している事業でありまして、負担割合は県が50%で市が15%、合計65%の補助計画であります。本事業が事業採択されれば、新規就農者等の初期投資が縮減できることから農家の経費削減がかなり期待できるところです。次に、連作障害対策土壌消毒事業につきましては、従来、実エンドウ、ソラマメ、イチゴ、タバコについて、それぞれ単体での補助を実施していましたが、平成25年度から予算を統合いたしまして、連作障害対策土壌消毒事業として事業を実施することにいたしましたものでございます。市の補助率は薬剤等の必要経費のうち4分の1を補助しようとするものでございます。次に71ページから72ページにあります4目畜産業費の予算9,691万7千円は、19節負担金補助及び交付金のうち、子牛生産出荷奨励事業141万円と21節貸付金の素畜導入資金9,200万円が主なものであります。事業内容といたしましては、子牛生産出荷奨励事業が、子牛生産農家が子牛を出荷する際、市場手数料を助成するものでございまして、1頭あたり3千円を助成しております。素畜導入資金につきましては、畜産農家が低金利で資金の借り受けが受けられますよう市がJAへ資金を貸し付けているものでございまして、素畜導入を円滑にするための導入資金であり、1頭当たりの貸付金の限度額は50万円であります。次に、72ページから74ページにあります5目農地費の予算額9,157万円は、73ページにあります13節委託料の365万2千円と15節工事請負費140万円、17節公有財産購入費202万4千円のほか、19節負担金補助及び交付金の7,712万1千円が主なものであります。まず、13節の委託料につきましては、折多排水機場維持管理業務ほか2管理業務委託と、中山間地域総合整備事業におけます阿久根南部地区の事業実施前に、当該地区の換地等の調整や戸籍調査等を行う必要がありますことから、これらの調整業務等を委託しようとするものでございます。次に、15節工事請負費の140万円は、仲仁田地区から大川川が豪雨のたびに当該河川内に設置された頭首工が要因として、河川の流水に大きな段差を生み、流水を阻害しているとして、大川川内の神之田平頭首工の撤去に関する要望書を提出されていたものでございまして、この頭首工撤去に係る費用を予算計上したものでございます。当該流域における今後におきましては、この事業におきまして事業施行は、梅雨時や豪雨時の溜水解消を図るものでございます。次の17節公有財産購入費202万4千円につきましては、中山間地域総合整備事業で実施しました内田地区のほ場整備ほか3団地に係る換地後の清算金額のことでございます。次に、19節負担金補助及び交付金は、阿久根地区危険物安全協会ほか5協会等の運営費等負担金と、74ページにあります県営農道保全対策事業ほか7事業等に対する事業費負担金などあります。このうち主な事業といたしましては、まず、県営農道保全対策事業の1,822万5千円は、県の農道保全対策事業を活用し、市道阿久根市出水線の路面改良等の整備を図るものでございます。本事業の実施に伴います負担割合は国が50%で県が29.75%、残りの20.25%を市が負担するものでございます。次の土地改良施設維持管理適正化事業の160万4千円につきましては、平成21年から22年度にかけまして改修工事を実施しました折多排水機場の施設改修事業実施に伴う負担金88万円と、平成27年度に事業実施予定の鶴田頭首工のゲートの塗装補修工事に係る地元分担金25万2千円のほか、平成29年度に事業に実施予定の飛松海岸の招戸ゲート施設設備等に係る事業に係る地元負担金47万2千円の合計金額でございます。いずれも事業に係る負担金を5年間の均等割で負担するものでございまして、負担割合は国、県及び土地改良施設等の管理者が30%、市が10%となっております。

ざいます。中山間地域総合整備事業の4, 150万円につきましては、平成25年度は深田排水路及び黒之浜集落道路の工事のほか、活性化施設の整備等を実施する計画でございます。負担割合は、生産基盤の整備と生活環境の整備の場合で補助率が異なるわけですが、生産基盤整備の場合には国が55%で県が30%、市が10%のほか、受益者に対し5%の負担がございます。一方、生活環境整備の場合におきましては国の55%は変わりませんが、県が25%で、残りの20%を市が負担し、受益者の負担はないところでございます。黒之浜集落道路の整備につきましては、既設道路が狭小なうえ、急なカーブが存在していましたことから、消防車や救急車等の通行に支障をきたしていましたことから、当該集落道の完成は当該地区が長年希望されていたものでございまして、完成後は重要なライフラインが整備されるということになると考えているところでございまして、地元の期待が大きなものと考えております。次に、農用水資源開発調査の400万円につきましては、中山間地域総合整備事業を施工中の槁之浦西区におきまして、既設の水中ポンプのケーシング管が破損していることから、用水確保に苦慮している状況でありまして、新たに水資源開発調査を実施しようとするものでございます。本事業は県単事業で実施されるものでございまして、事業に対する負担割合は事業費に応じまして県と市がそれぞれ50%を負担するものでございます。共同活動支援交付金121万4千円及び向上活動支援交付金10万4千3百円につきましては、国の農地・水保全管理支払交付金事業でありまして、共同活動支援交付金は地域が共同による農地・農業用水等の保全管理活動を実施される場合に、その地域に対しまして支援を行なおうというものでございまして、折多校区の自然を守る会ほか5地区と協定を締結しているところでございます。向上活動支援交付金につきましては、農業用の用水水路等の長寿命化のための補修及び更新等を実施する地域に対しまして支援を行なうというものでございまして、市内3地区が協定を締結されているところでございます。なお、本事業に対しまして負担割合は、いずれも国が50%で、県と市が25%となっております。次に、県営防災ダム事業の500万円につきましては、平成23年度から28年度までの6カ年計画で、ダムの警報設備システムやダム観測装置の更新・改修工事を実施しているところでございまして、事業実施に伴います負担割合は国が55%、県が40%で、市が5%となっているところでございます。負担金補助及び交付金の最後にあります市単独土地改良事業の376万6千円につきましては、平成25年度は槁之浦西区が施工する農道舗装工事のほか3件の農道舗装工事及び大尾地区が施工する生活道路整備や牛ノ浜地区における水路工事等の合計6件の地元工事を計画しているものでございます。なお、本事業は国や県の補助事業に該当しない事業のうち地域から要望があったものについて、地域が事業主体となって実施する農業農村整備事業のことでございまして、事業費の70%を市が補助しているものでございます。次に、74ページにあります6目国土調査費の予算額33万9千円は、地籍修正業務を初め、図根点の確認及び保護業務などの通常業務に要する事務費等を予算計上させていただいたものでございます。このうち13節委託料の土木積算システムソフトウェア保守の6万4千円は、登記業務や測量設計業務のために導入しておりますキャドシステムの保守点検業務委託料のことであります。次の7目ダム管理費の予算額357万9千円は、高松防災ダムの洪水調節や高松川流域に設置しておりますダム関連施設等の維持管理及び保守点検等の管理業務費でございます。11節需用費の光熱水費127万2千円は、ダム管理事務所のほか、各警報局、水位局、雨量局の電気代でございまして、次の13節委託料の高松ダム無線設備の保守点検業務との2つに予算が主なものでございます。

次に、75ページをごらんください。9目農林業振興センター費1,423万8千円は、農林業振興センターの管理・運営に係る一般事務費でございます。1節報酬220万円につきましては、農林業振興センターにおける農業専門員の嘱託員報酬であります。7節賃金478万5千円は、農林業振興センターにおける作業員3名分の賃金でございます。15節工事請負費192万5千円は、種菌研究施設内にありますウスヒラタケの培養時に無菌状態を生成するためのボイラーが、施設開設当初設置したものでございまして、老朽化しているうえ故障時に部品がないため取替工事を計画しているものでございます。資料は76ページになりますが、18節備品購入費の208万4千円につきましては、振興センターにおける実証栽培のため、耕うんしたほ場に野菜用のうねを立てたり、溝を掘ったりする作業用の管理機及び種菌研究施設内の機械類を無菌消毒するための機器の購入が主なものでございます。次の10目農村環境改善センター管理費651万8千円は、農村環境改善センターの管理・運営に係る一般事務費であります。7節賃金141万6千円は、農村環境改善センター内の臨時職員の賃金でございます。11節需用費のうち光熱水費234万4千円は、農村環境改善センター及び農林業振興センターの電気料220万円がその主なものでございます。13節委託料121万円は、夜間管理業務に対する管理業務委託料の78万円が主なものでございます。次に77ページをごらんください。11目農業構造改善センター管理費479万8千円は、西目地区集会施設の管理事務費であります。11節需用費のうち修繕料156万6円は、運動広場の照明灯及び電撃殺虫器の修理費136万円が主なものであります。13節委託料192万1千円は、西目地区集会施設の管理人の管理委託料177万9千円が主なものであります。次に116ページをお開きください。11款災害復旧費4項1目単独農業施設災害復旧費150万円は、国の補助事業に該当しない緊急に復旧を要する農業施設災害に対する予算措置でございまして、14節使用料及び賃借料の80万円は土砂等の除去作業に必要な重機借上料が主なものでございます。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明いたします。予算書の17ページをお開きください。11款分担金及び負担金1項1目1節の農業費分担金25万2千円は、平成27年度事業で実施予定の鶴田頭首工のゲート関係塗装に係る受益者分担金でございます。18ページをお願いします。12款使用料及び手数料1項4目1節農業使用料65万円は、農村環境改善センターの施設使用料30万円と、構造改善センター会議室及び運動広場のナイター施設使用料35万円の収入見込額合計額でございます。次に24ページをお開きください。14款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金2,775万2千円のうち、農政課所管分について御説明いたします。水田農業確立推進活動事業費以下11事業の事業実施に伴う県補助金でございますが、補助金額が100万円以上の分について説明させていただきます。まず、中山間地域等直接支払制度事業費の738万2千円につきましては、中山間地域等直接支払制度事業を実施しております瀬之浦下地区を初め市内の18地区に対しまして、対象事業費の2分の1を国が、残りの2分の1を県と市が負担している交付金でございまして、その国・県分の補助金の受入額でございます。次に、農業者戸別所得補償制度推進事業費の225万1千円につきましては、農業者戸別所得補償制度推進事業の実施に伴う国・県補助金であります。戸別所得補償制度の普及推進活動及び交付申請に関する補助を行うものでございまして、市町村別に設置されております農業再生協議会に対して定額補助されるものでございます。次の青年就農給付金事業費の375万円につきましては、国の青年就農給付金事業における経営開始型の給付金を24年度から受給していらっしゃいます2

人の方のほか、今後、当該給付金の申請見込者2名分を含めた合計4名分の補助金見込額でございます。次に、鳥獣被害対策実践事業の901万4千円につきましては、鳥獣被害対策実践事業、国の事業名で言いますところの鳥獣被害防止総合対策事業を活用いたしまして、鳥獣害対策用の防護柵等の設置を実施した地域に対する国・県補助金の見込額であります。次に26ページをお願いいたします。14款県支出金3項5目農林水産業費委託金1節農業費委託金の13万1千円は、海岸保全区域に指定されております折口と飛松海岸における施設等の管理費として、県から管理委託金の交付を受けているものでございます。次に、27ページをお願いいたします。15款財産収入2項3目生産物売払収入1節生産物売払収入1,610万円のうち農政課所管分は、農林業振興センターにおける花、苗等の生産物等の売払収入220万円でございます。次に、29ページをお開きください。19款諸収入3項2目1節農業費貸付金元利収入9,201万8千円は、素畜導入資金としてJA阿久根事業所及び三笠事業所への貸付金9,200万円の元金と0.02%の貸付金の利子分であります。次に、31ページをお願いいたします。19款諸収入5項4目20節雑入のうち農政課所管は、上から6行目にあります耕作放棄地解消対策事業農地賃貸料の34万9千円であります。これは、平成17年度から事業開始されました特定法人貸付事業に係る賃借料のうち、当該法人からの農地賃貸料の受入額でございます。本制度は耕作放棄地解消対策といたしまして、特定法人へ市経由で貸し付けた農地の賃貸・賃借料を、市が所有者に対しまして支払っているものでございまして、年度末に同額を当該法人から市が受け入れているものでございますが、平成21年12月15日施行の農地法の改正によりまして特定法人貸付事業が廃止となったため、法改正後は新規契約は発生しないものでありまして、契約満了となりました法人から随時、直接契約していただくということになります。次に、32ページをお開きください。20款市債1項5目農林水産業債1節農業債の5,440万円は、県営中山間地域総合整備事業ほか3事業の事業実施に伴います財源充当債であります。中山間総合整備事業につきましては、事業工種が生産基盤の場合は過疎債が適用されまして、充当率は100%であります。生活環境分につきましては一般単独債を充当する計画でありまして、充当率は75%でございます。このほか、県営農道保全対策事業債及び商談会展展事業債は過疎債を充当する計画でございます。県営防災ダム事業債は公共事業等債を充当し、充当率は90%となっておりますのでございます。

以上で農政課が所管する主なものについての説明を終わらせていただきますが、御質問につきましては私と担当係長等で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算特別委員長（牟田学委員）

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

予算特別委員長（牟田学委員）

なければ、議案第30号中、農政課所管の事項についての審査を一時中止いたします。

（農政課退出、農業委員会入室）

予算特別委員長（牟田学委員）

次に、議案第30号中、農業委員会所管の事項について審査に入ります。

局長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について簡潔明瞭にお願いいたします。

内園農業委員会事務局長

3月8日の本会議におきまして、予算特別委員会に付託になりました議案第30号平成25年度阿久根市一般会計予算のうち、農業委員会が所管しております歳入歳出予算について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。68ページをお開きください。6款農林水産業費1項1目農業委員会費の予算額3,046万1千円は、農業委員12名と職員4名の人件費がその主なものでございます。1節報酬663万2千円は、農業委員12名の報酬であります。69ページをごらんください。19節負担金補助及び交付金18万5千円は、県農業会議拠出金15万3千円が主なものでございます。次に、予算書の75ページをお開きください。8目農業者年金事務費57万円は、農業者の老後の安定を図るため、経営移譲年金及び老齢年金の裁定請求等の進達並びに年金加入促進活動にかかわる一般事務費でございます。11節需用費33万8千円が主な経費でございます。野業者年金加入促進用の公用車の燃料費ほかでございます。次に、予算書の77ページをお願いいたします。12目農地利用対策事業費138万8千円は、農地利用集積特別対策事業及び農地制度実施円滑化事業に係る一般事務費でございます。農地利用集積特別対策事業は、農家の方々の意見等の情報を収集いたしまして、農地の利用調整を行いながら認定農業者等の育成を図るものでございます。また、農地制度実施円滑化事業につきましましては、農地を最大限に活用するため、貸しやすく、借りやすくをモットーに、農地を利用する方の確保・拡大を図ること等、遊休農地の解消を目的にしたものでございます。主なものとしましては、8節報償費99万6千円のうち、農業委員活動謝金の86万4千円があります。具体的には農地の有効利用を図るため、農業委員が農地集積推進のための活動に対する謝金であります。

次に、歳出を終わります。歳入を説明させていただきます。20ページをお願いいたします。12款使用料及び手数料2項4目農林水産業手数料1節農業手数料4万2千円は、受理証明以下7種の証明手数料などあります。次に24ページをお願いいたします。14款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち農業委員会所管分は、農業委員会費165万6千円と食料安定供給特別会計交付金の2万5千円のほか、農地制度実施円滑化事業費118万1千円がありますが、いずれも定額補助となっております。農業委員会費の165万6千円につきましましては、農業委員会法第2条に規定により、市町村農業委員会が農地法などに定められた業務を行う経費で、国が直接的に交付するものであります。充当先は農業委員及び職員の人件費等であります。食料安定供給特別会計交付金の2万5千円につきましましては、自作農財産管理を取り扱う市町村に対し、その事務に要する経費を国が補助金を交付しているものでございます。また、農地制度実施円滑化事業費の118万1千円につきましましては、農業委員会等による農地の利用関係の調整、遊休農地解消に向けた取り組み、農地相談員の設置等に必要な経費を支援するため、国から交付される補助金であり、農地対策事業に財源充当しているところでございます。次に29ページをお開きください。19款諸収入4項4目農林水産業費受託事業収入1節農業費受託事業収入の57万円は、農業者年金基金からの事務委託費であります。次に31ページをお願いします。19款諸収入5項4目雑入20節雑入の上から4行目にあります全国農業新聞普及推進助成金等6万2千円は、全国農業会議所から農業新聞普及活動費として交付されているものであります。

以上で農業委員会分の説明を終わりますが、答弁につきましましては私と次長でさせていただきますので、よろしく申し上げます。

予算特別委員長（牟田学委員）

局長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第30号中 農業委員会所管の事項についての審査を一時中止いたします。

（農業委員会退出）

この際、暫時休憩します。

（休 憩 15：45 ～ 15：52）

（水産林務課入室）

予算特別委員長（牟田学委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、議案第30号中、水産林務課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について簡潔明瞭にお願いします。

早瀬水産林務課長

それでは、先の本会議におきまして、予算特別委員会に付託になりました議案第30号平成25年度阿久根市一般会計予算のうち水産林務課が所管する歳入歳出予算について、御説明いたします。

それでは、歳出から御説明いたします。予算書の77ページをお開きください。6款2項1目林業総務費予算額は2,176万9千円で、前年度比966万1千円の減額であります。これは職員数が4名から3名になったことと、すいません、78ページに移ります。19節負担金補助及び交付金の治山林道協会への負担金を102万4千円減額したことが主なものであります。次に、2目林業振興費予算額は8,564万9千円で、前年度比5,210万円の増額であります。これは有害鳥獣関係で1,460万円の増、林道の舗装工事等で2,968万円の増、産業祭の事務局として200万円の増が主なものであります。それでは、各節ごとに主なものについて説明いたします。8節報償費382万6千円は、捕獲隊が有害鳥獣を捕獲したとき、鳥獣の種別に応じ支払っている謝金358万円が主なものであります。平成24年当初、平成25年当初の比較としましてイノシシ180頭から平成25年当初は250頭、シカが100頭から200頭へ、カラス120羽から300羽、タヌキ100頭から150頭、野ウサギ10頭から10頭、以上であります。続きまして、11節需用費では、消耗品としまして、林道災害時の通行どめ用立看板、スコッチコーン購入に25万8千円、修繕料としまして、憩いの森案内板取りかえに9万7千円を新規に計上いたしました。予算書の79ページに移ります。13節委託料では、有害鳥獣被害捕獲対策推進業務費720万円を新規に計上しました。事業目的としましては、近年、有害鳥獣、特にシカ、イノシシによる農林産物への被害が甚大であることから、耕作者からの被害相談に即応し、被害の最小化、予防策等、早期解決を図ることを目的に、阿久根市、脇本の両捕獲協会に委託しようとするものであります。被害箇所での早期対応、捕獲方法の検討、わなの設置、耕作者への防護指導、現地での会員へのとめさし指導等が主な業務内容となっております。阿久根市有害鳥獣捕獲協会へ240万、脇本有害鳥獣捕獲協会へ180万、計420万を予定しております。また、市内各地に箱わなを設置した場合、定期的な見回りと給餌、連絡・通報体制が必要なことから、市内を5分割し、各地区2名

ずつの協力員を配置予定であります。地区としましては、阿久根市捕獲協会のほうが田代・鶴川内、尾崎・弓木野、大川・西目の3地区で予算が180万円、脇本捕獲協会のほうでは、桐野・瀬之浦、松ヶ根・笠山の2地区で120万円、合計の計300万円となっております。続きまして、15節工事請負費3,264万4千円は、鶴川内地区集会施設空調設備工事として大会議室にエアコン2基を設置するものであり、ほかには林道の舗装工事2件、補修工事3件を計画しております。19節負担金補助及び交付金2,927万1千円のうち、金額100万円以上のものについて御説明いたします。紫尾幹線林道維持管理協議会229万4千円は、紫尾林道を所管する3市1町で組織する紫尾幹線林道維持管理協議会への負担金であります。市産業祭200万円は、平成25年度の事務局が商工観光課から水産林務課に移行するため計上するものであります。また、会場内の上のれん杵を間伐材で作成するため50万円増額で予算計上いたしました。イノシシ被害防止事業費324万4千円は、捕獲要請を受けた捕獲隊員に対する保険料相当額と、出動したときの出勤人員に応じ補助金を交付しているもので、鳥類捕獲の場合1人当たり1,500円、獣類捕獲の場合1人当たり1千円を交付しているものであります。予算では鳥類捕獲平成24年度予算200人を300人へ、獣類捕獲、これを2千人を2,500人へということで平成25年度は予定しております。続きまして、健全な森林づくり事業費200万円は、スギ・ヒノキの間伐に要する経費の一部を助成し、間伐の推進を図るもので、北薩森林組合へ1ヘクタール当たり5万円の補助金を交付しているものであり、平成25年度は40ヘクタールを予定しています。森林整備地域活動支援事業費342万6千円は、森林施業計画を結んでいる北薩森林組合と鹿児島県森林整備公社が、森林施業のための地域活動を行った場合に交付するものであります。この事業に対する負担割合は国が50%、県と市が各25%となっております。作業道急坂局部舗装事業費722万9千円につきましては、林業における作業道の急坂部分を作業の効率化と安全確保のため、受益者が行う舗装工事に対して費用の7割を市が補助するものであります。平成25年度は全長1,600メートルを予定しております。竹林改良促進支援事業費300万円は、平成24年度からの市単独の新規事業であります。竹林所有者がチップ材として搬出する竹材に係る労務費の一部を市が助成することで、竹林改良の促進と竹資源の有効活用を図ろうとするものであります。支援内容としましては、キロ当たり1円の助成金を交付するものであります。予算書80ページに移ります。イノシカ肉流通対策事業費529万2千円は、平成25年度の新規事業であり、農林産物に被害をもたらすシカ、イノシシをより多く捕獲してもらうための助成であります。事業内容としましては、前提として、捕獲協会による保健所の許可を受けた処理施設において解体作業を行う場合に限り、解体作業及び会員への解体指導費としての助成、解体したシカ、イノシシの処理費用、猟期内に捕獲、解体した場合の助成、加工肉の販売・流通に関わる人件費の助成が主なものであります。解体作業及び解体指導に助成で300万円、解体したイノシシの処理費用としまして45万円、猟期中に捕獲したシカ、イノシシに対する助成としまして45万円、流通対策職員費としまして139万2千円の合計529万2千円を予定しております。次に、3目市有林造成費であります。予算額は946万8千円で、前年度比143万円の増額であります。増額の主な理由は、13節委託料脇本海水浴場側面の下永田原市有林支障木伐採業務委託であります。それでは、主なものについて御説明いたします。7節賃金174万4千円は、市有林造成単独事業における維持管理作業員と作業道刈払い作業員の賃金が主なものであります。12節役務費は、森林が災害によって損害を受けた場合、

その損害を補償するために加入している森林国営保険料380万5千円が主なものであります。25節積立金4千円は、阿久根大島名勝松造成基金の利子を積み立てるものであります。なお、平成24年度末の積立額は1,588万6,534円であります。続きまして、災害復旧費に移ります。予算書117ページをお願いいたします。11款4項3目単独林業施設災害復旧費400万円は、14節使用料及び賃借料の349万7千円、災害時における林道復旧作業のためのグレーダー等の借り上げが主なものであります。

続きまして、水産業関係について御説明いたします。予算書80ページをお願いいたします。6款3項1目水産業総務費であります。予算額は4,140万1千円で、前年度比1,273万4千円の増額であります。増額の主な理由は職員が4名から6名への2名増によるものであります。それでは、各節ごとに主なものについて御説明いたします。2節給料から4節共済費は、課長、水産係5名、うち栽培漁業センター2名、計6名の人件費であります。81ページに移ります。19節負担金補助及び交付金84万8千円は、予算書に示してあります9件の運営費等負担金であります。2目水産業振興費であります。予算額5,274万1千円で、前年度比520万7千円の増額であります。増額の主なものは、13節委託料体験型農林漁業発掘事業255万8千円、これは昨年9月議会におきまして承認いただきました緊急雇用創出事業として、体験型農林漁業の情報発信パンフレットを作成しようとするもので、平成25年度は4月から9月までの6カ月間で事業終了となります。19節負担金補助及び交付金、82ページのほうになります。82ページの上から2段目のあくね遊々体験倶楽部70万円は、昨年6月に設立しましたグリーンツーリズムの協議会、あくね遊々体験倶楽部において、教育旅行として、ことしの10月に京都、大阪の高校、11月に埼玉の高校各1クラスを受け入れるため、受入れ家庭用のぼり旗、ポールの購入費のほか、一般客受け入れの旅館業取得家庭への受入れ準備金助成、民泊体験モニターツアー及び誘致に対する助成を計画しております。また、下から3行目になります。栽培漁業後継者育成事業369万2千円は、新規事業として、北さつま漁協で実施予定のヒラメ等の種苗生産の専門員育成に対し助成することにより、種苗生産の後継者育成をしようとするものであります。それでは、各節ごとに主なものを説明いたします。すいませんが81ページに戻ります。11節需用費61万1千円は、水産振興センターの電気、水道料金及び魚食普及を目的とした料理教室開催に伴う材料代などが主なものであります。13節委託料264万2千円は、先ほど説明いたしましたとおり緊急雇用の継続分が主なものであります。19節負担金補助及び交付金4,753万6千円の主なものは、藻場・干潟等保全活動支援事業の負担金105万円、これは4分の1の負担であります。あと、82ページをお願いいたします。5行目の水産物流通対策事業は北さつま漁協による外来船の誘致活動及び寄航船への氷代補助への助成、定額200万円と、昨年から引き続き漁業者に対して氷代2,900万円を助成しようとするものであります。また、商談会出展事業は昨年、農政課分も含め400万円を計上していましたが、今年度からは分割しまして、8月の東京、2月の大阪で開催されるシーフードショー等に出展する際の出展ブース代を計上いたしました。磯焼け対策事業も、市単独事業として引き続き300万円を計上しました。平成25年度も、より多くの沿岸域の藻場造成を実施する計画であり、また、市内の中学生による磯場体験学習も引き続き開催してまいります。24節投資及び出資金40万円は、鹿児島県漁業信用基金協会の出資金であります。出資金残高は、平成24年度末で2,070万円になります。25節積立金1万1千円は、水産振興基金の

利子を積み立てるものであります。なお、平成24年度末の積立額は5,479万5,793円であります。83ページに移ります。5目栽培漁業センター費であります。予算額は1,954万7千円で、前年度比38万7千円の減額であります。減額及び増額の主なものにつきましては7節の賃金が3人から1人になっております。この分で387万6千円の減となります。増額分としましては、1節報酬、これが1人、194万7千円の増です。あと、11節需用費のところ、こちらが燃料費等の増ということで145万4千円の増となっております。これを増減差し引いたところが38万7千円の減ということであります。それでは、各節ごとに主なものを説明いたします。1節報酬及び4節共済費、7節賃金につきましては、平成24年度までは臨時職員3名で種苗生産の補助業務を行ってまいりましたが、平成25年度からは種苗生産の後継者育成として嘱託員1名、北さつま漁協からの専任者1名を配置し、臨時職員は1名のみとなる予定であります。なお、嘱託員1名の報酬、社会保険料、旅費については緊急雇用創出事業の活用を予定しています。11節需用費では、電気料金の値上げが予想されることから光熱水費を約80万円増額しました。また、13節委託料では、設置機器の老朽化に伴い新たに機械設備等点検業務として、ポンプ、ブローアの保守点検を追加いたしました。

以上で歳出を終わり、歳入について御説明いたします。予算書18ページをお願いいたします。12款1項4目2節林業使用料20万円は、鶴川内地区集会施設及び山村開発センターの施設使用料及び冷暖房代であり、3節水産業使用料のうち、当課に係る分は栽培漁業センターの敷地内にある九電柱の占用料であります。次に20ページをお願いいたします。2項手数料4目2節林業手数料2万7千円は愛鳥飼育許可手数料であり、3節水産業手数料1万9千円は船員手帳交付手数料であります。24ページをお願いいたします。14款2項4目3節鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金のうち、当課所管分は、体験型農林漁業発掘事業255万8千円、栽培漁業後継者育成事業240万7千円の計496万5千円であります。5目2節林業費補助金476万5千円は、松くい虫被害秋期駆除事業費ほか4事業に対する補助金であります。3節水産業費補助金10万円は藻場・干潟等保全活動の事務費補助であります。26ページをお願いいたします。3項5目2節林業費委託金97万4千円は、松くい虫特別防除事業費と市町村権限移譲交付金であり、3節水産業費委託金の当課所管分は、港勢調査費委託金6万1千円であります。27ページに移ります。15款1項2目1節利子及び配当金のうち当課所管分は、上から4行目の水産振興基金利子1万1千円と、その3つ下の阿久根大島名勝松造成基金利子4千円あります。2項3目1節生産物売払収入のうち当課所管の分は、栽培漁業センターの種苗代1,390万円であり、昨年度比260万円の減額であります。減額の主な理由は、昨年夏からの長期にわたる高水温の影響でアワビが生産不調となったため、減額するものであります。なお、内訳としましては、ヒラメ10万尾、アワビ16万個、これが昨年は25万個でした。オコゼ1万尾、アカウニ10万個、これは新規であります、を予定しています。29ページをお願いいたします。19款5項4目20節雑入のうち当課所管分の雇用保険料の主なものは、栽培漁業センター2名分の1万9千円あります。30ページをお願いいたします。下から4行目の原子力立地給付金中、当課所管分の主なものは、栽培漁業センター分4万9千円、ほか4施設の合計7万2千円あります。32ページをお願いいたします。20款1項5目2節林業債3,660万円は、林道整備事業債と有害鳥獣捕獲事業債であり、3節水産業債2,300万円は、水産業活性化事業債、これは氷代補助ですが、これと商談会出展事業債であります。

以上で水産林務課所管の平成25年度当初予算説明を終わりますが、答弁につきましては、私並びに担当係長より答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

予算特別委員長（牟田学委員）

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

水産業費の中にね、鯨の何か協会に入っているというのがあったでしょう、少し。場所をどこで見ひけならんもんわ。鯨、今、鯨はどうなってんの。

捕鯨を守る全国自治体連絡協議会というのがあるのにね、これは阿久根市にね、科学技術庁からね、調査捕鯨の鯨を阿久根市が引き受けて、それを漁協にやったという事業だったんだが、こうして補助をね、そのときからある1万円なんだよ。その後どうなってんの。

大石水産係長

私のほうからお答えいたします。以前はこの事業を活用して調査捕鯨でとられた鯨肉を取り扱いをしておりました。その肉を北さつま漁協が取り扱いということをして流通させておりましたが、現在のところ北さつま漁協が取り扱いをやめておりますので、この事業はただ負担金だけを納めているという形になります。現在のところ魚食普及事業ということで、各学校を回って料理教室等やっておりますが、こちらの捕鯨協会を通じて、この負担金を払っている関係団体の捕鯨協会を通じて鯨肉をいただいて魚食普及に回したり、あと産業祭のときに鯨肉を提供して鯨汁であったり、竜田揚げを提供したりということも以前からやっております。また、現在のところ鯨の肉が非常にとれにくくなっておることも御存じかと思えます。なかなかこちらにも回ってきにくいという状況があり、値段もかなり高騰してますので、現在のところは取り扱いをやめてるという現状です。以上です。

山田勝委員

そんなら今後も、もしね、鯨がとれるようになったらやるということなんですか。それとももうやめるんだったらあげなくてもいいじゃないですか。

大石水産係長

取り扱いをする漁協さんとも話をしなきゃならないことだと思ってますし、それと、自治体で取り扱いをして肉が流通させにくいという現状もございます。今後検討していきたいと思っております。以上です。

山田勝委員

できることならね、全魚連の会長であった池尻さんがおっていただいた関係です。ね、阿久根市にこういう鯨の肉がきて、阿久根市の一つの名物になったということもあるんですよ。だから、なくなるのは非常にもったいないんだけど、何年たってもね、名前だけで。例えば、会に行ってるの、まず、会議に行ってるの。

大石水産係長

総会等には出席はしておりません。文書での回答ということだけ行っております。

山田勝委員

総会にも出席しない。例えば行きもしない。あいさつもしないというのはね、やっぱりやる意志がないということなんだよ、漁協も、阿久根市も。まず漁協がやる意志はないんでしょうね。だから、これは漁協がやる意志があるかないかだけの話ですよ。あなたが、阿久根市長が行く、行かんというよりも、漁協が行く、やる意志があったらね、やれると思えますよ。だから、これをね、これ以上、あなたに言たって始まらないから言わないけど、現実にはどちらにするかという結論を出さ

ないかんとお思いますよ。この次にまた聞きます。

次にね、開議前に築磯の話をしていただきましたけれどね、あの件について、もうちょっとよく説明してくださいよ。去年、漁協との話し合いの中でね、築磯漁業があれを、藻場を造成するのにね、ウニを駆逐することもだけれども、それが非常にいいという話をしましたよ。でも、あなたはその先ほどの話の中で、昔、漁礁を何回も入れましたけどね、あれは何回もやることによってね、埋まってくるのは当然なんだよ、埋まるから毎年やるわけで。だからその付近はどういうふうに思っているの。

大石水産係長

私のほうからお答えいたします。先ほど山田議員からお話しが出た分、私が途中でお話ししたのは深いところに入れる漁礁のことだと思ってお答えいたしました。今の分では浅いところに入れる築磯、水深でいうと5メートルとか6メートルのところに入れる分についてお答えいたします。現在のところ漁業者と一緒にウニ駆除をして海藻を、藻場を回復させようとしているのは御存じかとお思います。昨年からです、実際やったのが、対応したのが24ヘクタール以上対応してまして、随分その辺りでは海藻が回復してきております。1年間に24ヘクタール以上の磯場に手を入れて随分回復しているという現状があります。おととい、それときのうも黒之浜の方々が潜ってウニ駆除をやっておりますし、同時に調査も行っております。調査をする限りでは非常に効果があると思っております。そういうところで築磯ということで投石事業をしても非常に狭い面積しかできません。平成14年度の事業で元之島の隣に投石してまますけれども、その辺りでも170平方メートルぐらいの事業で1,500万ぐらいですか、かかっております。それよりも大々的に対応ができるというウニ駆除のほうがいいのではないかとということで現在行っているところです。もし、漁協を通じて漁業者の要望ということでこの辺りに築磯が欲しいというのがあれば今後検討していきたいと思っておりますが、これまで投石されたところ、実はほとんど漁がなされておられません。大島の隣に入っているやつ、桑島前に入っているやつ、黒之浜に入っているやつ、ほとんど利用されてませんで、利用されているところは愛宕のところに入っているもの、西目に入っているもの、その2つぐらいでしょうか。それと赤瀬川に入っている大規模増殖場、ここだけが利用されているもので、ほかのところはほとんど利用されてませんので、そういうところの管理を続けていって、大きな事業費を必要とすることなく漁業管理していくほうがいいのではないかとというふうに現在考えております。以上です。

山田勝委員

まあね、あなたがね、あなたがそういう今のウニを除去することがね、一番いいというならね、これでやっていい、それでやっていい。それはそれでね、積極的にやらないとね、沿岸漁業をするためにはね、藻を生やさないと魚はとれないんですよ。だからそれはね、積極的にまだまだ予算を倍増してでもやってください。

それからもう一つね、栽培漁業センターで育成するアワビを阿久根市は売るだけですか、どうするんですか。育成するだけですか。

大石水産係長

栽培漁業センターの水槽というのは小さな種苗を生産することにしか向いておりません。大きな食べることができるぐらい大きな物にするためには非常に大きな面積が必要となりますので、養殖という形で生産するということになれば水槽の改修であったり、水槽をふやすというようなことも必要かと思っております。それと阿久根の沿岸域の海水温というのは夏場非常に熱くなります。夏場だと30度以上になってしまうとアワビというのは非常に活力を失ってしまっていて、死んだりということが

多くなってしまいます。昨年からの高水温の影響で、親も卵を産みにくくなったりという状況がありますので、養殖という形ですのであれば海水を冷やすという装置も必要になってくるかと思っております。そこで現在のところでは養殖という形では考えておりません。

山田勝委員

私はね、長島の人とつきあいがあるんですよ。長島の人にはね、あんまり阿久根の人と変わりませんよ。私はね、長島の水温とあまり変わらないところもあると思いますよ、阿久根市に。そこで長島の人にはね、アワビをね、養殖してますよ。そして、海の中にたくさんあるワカメをとって、ワカメを食べさせたり、あるいは塩蔵をしながらね、一生懸命やっている。また、あわせてね、ヒオウギガイの養殖をしている。ヒオウギガイはエサはいらないんですよ。だからね、いろんな形で金をかけるんだったらね、もっとそういうところにもね、やって欲しいと私はいつも思ってるんですよ。どう思いますか。

大石水産係長

以前、地元の漁業者がアワビの養殖ということで取り組みました。夏場のエサの確保が難しいということでやめてます。それと、栽培漁業センターでも出荷ができるまで、実は大きくなるまで栄養食ということでやりましたが、非常に経費がかさんでしまうということと、斃死が多くなるということで採算があわないという結果がでましたので、現在のところはやめております。それとヒオウギガイの件、昨年この会でも出されておりますが、以前、黒之浜の漁業者が実際とりくんだということ聞いておりますが、その後聞いております。そのときに漁業者がやめた経緯ということ、売り先がなかったということ、出荷期間が非常に短くなってしまったということをやめたということを知りました。それと黒之浜ですと、非常に潮流が速くていけす的なもの、貝をつるす場所が非常に限られるということで、出荷数量が少ない、手間がかかるということは聞いております。以上です。

山田勝委員

私もね、以前にね、かなり前の話しですよ。脇本の和田水産にね、アワビの養殖をすすめました。やってみました。あなたが言うようにね、海藻のあるときはやるんですよ。海藻がなくなるんですよ。海藻がなくなるときには手当てをしないんですよ。例えばワカメなんかは今ごろは無尽蔵にありますよ、阿久根市ではワカメをとらないから。ワカメをとって、それを塩蔵して、それを食べさせる。それをしないわけおな、阿久根の人は、なぜかしら。だから、そういうこともしないとね、漁業振興というのは難しいと思う。でも、とうの漁業者がね、その気になってやるのもね、長島みたいに一生懸命やるところとね、比較したときに、本当に残念ですよ。阿久根はこれだけ、阿久根漁港は魚を水揚げして繁栄したまちですからね、みずからやったわけじゃなくてですよ、ほかのところからあげてもらって、それで繁栄した港ですし、漁協ですし。難しいんだけど、何らかの形でやらないと、このままジリ貧じゃいかんから。そういうことで、どしこ言ったって始まらないけど、そういう方法もね、隣の町にはあるんですよという話をするんですよ。私の知っている人は、今、アワビの生産に一生懸命です。ワカメをとってもとってもとりきらんというぐらいよく食べる。みるみる大きくなる。でもそれはだれが普及活動するかだよ。あなたたちがね、いろんな形でやっぱり教えてやらないと、私が教えたくらいじゃ聞きません。以上です。

予算特別委員長（牟田学委員）

よろしいですか。ほかにありませんか。

大石水産係長

実は漁業者に対して夏場のアワビの給餌ということで、以前からこちらから情報提供しております。栽培漁業センターにアナオサという1年中繁殖してくれる海藻がありますが、それをえさとして栽培漁業センターも実際使っております。それは包丁できざんで水槽の中に入れておくと、エアレーションかけて水が変わっていくとどんどんふえてきますので、夏場としても非常に有効なエサなんです。それを自分で培養して、もしくは栽培漁業センターにとりにきてもらって、えさとして使ってくださいというのを以前から言ってますが、なかなかそれが進んでないというのが現状です。以上です。

予算特別委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

野畑直委員

78ページの6款2項1目19節負担金補助及び交付金の中で、説明の中でですね、治山林道協会への負担金が102万4千円の金額で5万6千円になってますけど、この主な理由を教えてください。

馬見塚水産林務課長補佐

これにつきましてははですね、昨年までは、平成23年度までは阿久根中央林道の工事費が1億幾らありまして、これの負担金があったものですから、平成25年度はそれがございませんので、その分が減ったことになります。以上です。

〔野畑直委員「了解しました。」と呼ぶ〕

予算特別委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第30号中水産林務課所管の事項についての審査を一時中止いたします。

（水産林務課退室）

ここでお諮りいたします。本日の審査はこの程度にとどめ散会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

なお、次回、18日は午前10時より再開いたします。

以上で本日の予算特別委員会を散会いたします。

（散会 16時34分）

予算特別委員会委員長 牟 田 学